

第六十四回国会 農林水産委員会 議 録 第二号

昭和四十五年十二月七日(月曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 斎藤 実君

理事 高夫君

理事 龜岡 高夫君

理事 小山 長規君

理事 瀧谷 直藏君

理事 田澤 吉郎君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 松沢 俊昭君

理事 鶴岡 洋君

理事 小宮 武喜君

出席政府委員

農林大臣 倉石 忠雄君

出席府委員

農林大臣官房技 術審議官 加賀山國雄君

農林省農政局長 中野 和仁君

林野庁長官 松本 守雄君

水産庁長官 大和田啓氣君

委員外の出席者

厚生省環境衛生 局食品化学課長 小島 康平君

農林水産技術会 議事務局研究参 事官 川井 一之君

農林水産委員会 調査室長 松住谷健太郎君

本日の会議に付した案件

農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二〇号)

○草野委員長 これより会議を開きます。
農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は連合審査会におきまして、農薬の問題で大臣に御質問をいたしました。十分議論が煮詰まっておりますので、重ねて細部の問題を含めまして御質問いたしたいと思ひます。

まず最初に、日本の農業の発展の中で農薬の果たした役割りはきわめて大きいものがあることは申すまでもありません。今日まで農薬につきましては、主としてその効果性の問題あるいは経済性の問題等が加わつておつたわけでありまして、公害問題がこれほど深刻化いたしました大きな社会問題化したことは今日におきましては、日本農業の生産力を高めていくという農薬の持つ課題と同時に、公害をいかに防止するかという観点に立つての農薬の存在、こういう性格が新しく出てきたわけでありまして、この二つの矛盾とでもいふべきような問題をはらむ中で、大臣は農薬の問題についての農林行政上、今後どのような位置づけでこの問題を取り扱われようとするのか、まずその点を最初にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○倉石國務大臣 農薬の方面だけではございませんで、わが国が農業あるいは工業、そういう方面で生産力を上げることについて非常な努力を続けてまいりまして、今日の生産状況になってまいりました。その間、私も国民が公害というふうなことに、いまほどの注意と認識を持つに至らなかつたことは御存じのとおりであります。いまや私どもは経済的に一流の国になってまいりまして、やや気持ちの上でゆとりが出てきて振返つてみますと、あらゆる方面にいわゆる公害というやうな問題が深刻になってきておるわけであ

ります。しかし、私も生産を上げてまいりますというその目的が、人間の福祉に最終的にはつながるわけでありまして、われわれといたしましては、あらゆる面において、まずわれわれの生産に對して注意すべきことは、人間の公害をどのようにして除去しながら生産を続けていくことができるかということであらうかと思ひます。そういう意味で、比較的私どもの中にも、日本人の中にも注意力がやや散漫でありました問題について、これはいけないということでは真剣に取り組むことになりましたことは、これは私もにとつても御同慶の至りだと思ひますが、そこでまず私もといたしましては、生産も大事であるが、私ども人体に害のないやうな、したがつて農作物を通じてまたわれわれ人体に害のあることのないやうに、まずそういうことをとめながらひとつ生産を上げていかなければならない、このように考へてゐるわけでありまして。

○田中(恒)委員 いまの御答弁と関連しながら、なお問題を煮詰めていきたいと思ひますが、農薬取締法の第一条に新しく目的を設定をせられたわけでありまして、その条文によりますと、「この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資すること」と、国民の生活環境の保全に寄与する、こういう条項が新しくつけ加えられたわけでありまして、この条項がつけ加えられるまでの過程におきまして、農林省が私どもに對して御説明があつた段階におきましては、農業生産の安定という条項の前に、農業生産力の維持増進ということばがあつたわけでありまして、この農業生産力の維持増進ということばが農業生産の安定という形に変わつてまいりました根拠とその経過について、御説明をいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 御指摘のように、われわれ原案を考へました際には、おことばのように国民生活の保護と生活環境の保全と並べまして、農業生産力の維持増進ということばを使つておりました。

○田中(恒)委員 そういたしますと、農薬というものがだんだん発展をして農業の生産力をふやしていくという観点と公害防止という観点とは全く矛盾をしていくと、そういうお立場をとられておるのか。今後公害の問題は何といつても一番大きな問題でありますから、これはもちろん最優先に取り扱ふべきは当然であります。農薬の新規開発等をめぐつて農業の生産力をふやしていくという問題は、農業の生産力をふやすことによつて国民の食糧を確保し国民生活を安定していくという形につながるわけでありまして、何も私は矛盾しないと思ひわけでありまして、ところが、農業生産力の維持増進というものを消すというところによつて、これからの農薬というものを對しては何でもかんでも規制をしていくのだ、こういう形になると困ると思ひわけでありまして、この関連性はどういうふうな理解をしたらよろしいか、なお重ねてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 たいまお話しのように、農林省といたしましては、国民の生活保護あるいは生活環境の保全は大事だということを思っております。しかし反面、零細な農家を中心とした日本農業での農業生産というものは、国民に安定的な食糧を供給するという役割を十分持つておりますから、やはりその間の調整をいまいしうか、連絡ということを取りながらやっていかなければならないということをお考えをしておるわけでございます。しかし、そうかといまして、非常に毒性の強い、あるいは残留性の強いものを、国民生活に影響を与えるのも承知でどんだんやうていこととは、これはとるべきじゃないかというわけで、一面におきましては、低毒性農薬の開発ということを進めていくというふうな考え方で進めていきたいということを考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 大臣にお尋ねをしておきたいと思ひますが、農業生産力をふやしていくということは、私は農業政策の基本だと思ひますし、農薬取締法にいたしましても、その問題が非常に多く後退するといふような印象はやっぱり避けるべきだと思ひます。各省間の調整の中でいろいろ問題があったといふふう聞いておるわけでありまして、ひとつ明確に農林省としての姿勢を堅持していただきまして、要請をいたしておきたい。大臣の決意をお聞かせいただきたい。

○倉石國務大臣 農業生産をわれわれは維持増大していくのでなければ、全体として国民の経済を維持してまいるに、また農業を維持してまいるに困るわけでありまして、そこで、さりとて、先ほど来お話のございましたように、公害という問題についてはこれを優先的に考慮してまいらなければならぬ、その間の調和をどうするかということでありまして、いま田中さんお話しのごいしましたように、私どもは公害除去のためにはあらゆる施策を講じなければなりませんけれども、そういうことをしながらやはり農業の維持増大に

ついでには全力をあげてやってまいるといふことでございますから、その間に少しも矛盾をわれわれは感じないわけでありまして。

○田中(恒)委員 今度の国会は公害国会といわれおいて、公害に関連した関連立法が出来るわけでありまして、公害対策の基本となるものは、まず第一に予防をするということ、さらに排除をしていくということ、さらに公害に対する救済をどうしていくか、こういうものが柱になるかと思ひますが、今国会、特に連合審査会等を通して明らかにいたしましたように、公害の責任をどこにいくかということについては、公害罪なり無過失責任賠償などの問題をめぐってはいへんばやかされておる。責任の所在を明確にしないということが今日の段階で明らかになっておるわけでありまして、農薬取締法の改正におきましても、もし農薬によつて被害が起きた場合の責任の所在、救済は一体どこがどういふふうにしていくのか、この点が本法の改正を通して非常にはっきりしていきたいと思います。

そこで私は、これに関連をいたしまして、若干のお尋ねをしておきたいと思ひますが、農林省が定めました農薬の安全使用基準によりまして、農民が農薬をそのまま正しく、完全に使用したところ、現実にはつくりだされた農産物の中から、厚生省がきめております残留許容量をオーバーするものが出てくる、こういう事態が御承知のようにドリン剤等における野菜、こういうものに今日現象としてあらわれておるわけでありまして、こういうたような場合に、一体だれに責任を持つていくのか。この問題につきまして明らかにしておく必要があると思ひます。野菜等の廃棄、回収、こういう問題を通していろいろな問題が出てくるわけでありまして、法律的に責任の所在というものは明らかにしておるわけでございますけれども、それぞれの関係機関において、これらの問題についてはどういう取り扱いを今日までして、この法改正を通して農林省

はどういうふうにお考えになっておるか、あらためてお聞きをいたしておきます。

○中野政府委員 たいまのお話でございますが、いまの具体的な申し上げますと、土壌にドリン系の農薬が残留いたしまして、その結果、そのまきしたあとに植えつけたキュウリ等のウリ類、あるいはジャガイモについて厚生省の許容量をこえたというのが若干西日本のほうに出たわけでございますが、この問題につきましてはわれわれいろいろ調査をしたわけでございますが、はたして使用方法が守られていたかどうかという問題もありませんし、それから使用の方自身にどういふ使用方をしたかという問題もあるいはあるかと思ひます。しかしそのことはちよつと別にして、許容量をこえたといつた場合の責任が一体どこにあるかということになりました場合に、厚生省の衛生研究所のほうで検査をいたしまして、それがたとえキュウリでありますとしたし、か〇・〇二PPMだつたと思ひますが、それをこえたものが出てきたということになっておるわけでございますが、そのためにその地方の出荷団体といたしましてはその地方の名声、評価を下げるというふうなことが、価格が下がるということから、そのあと続くものを一時出荷を停止したというふうなことがおこるわけでございます。これは自主的に、あふないものを市場に出して値を下げるのはいけないということで、出荷をとめたというのが実態でございます。そこで農林省といたしましても、もちろんそういうことがあつてはなりませんから、たびたび通達等を出しまして、ドリン系農薬のあとにはこういうものを植えるなどという通達を出しておりますけれども、残念ながらそういう事態が起つたことでもあります。

この問題につきまして、それでは国のほうでそういう経済的な損失を受けた者の責任を持つのかというふうになりますと、法的には国には責任はないのではないかとこのうにわれわれ考えております。しかしながら、そういう経済的な損失を受けた地方の農家にかなり経済的な問題があ

るといふことになりましたれば、あるいはつなぎ資金の融資のあつせんとか、または極端な被害を受けた場合には自作農維持資金の融通ということは考えなければならぬといふふうにお考えをいただいております。

○田中(恒)委員 国に責任がないということですが、一体どこに責任があるのか。国として責任がないということと逃げてそれだけで済むことなのか。BHC等の問題にも見られましたけれども、今度の法改正によりまして、いままで登録をされておつた農薬についての取り消しということが、いろいろな条件が加つてますます大きくなる、こういう可能性が開かれてきておるわけでありまして、こういう場合にますますおきまして、すでに販売をされておるわけでありまして、その販売物の流通段階から在庫段階まで全部回収をしなければいけません、農家が手持ちになつておるものまで引き揚げなければなりません、こういう問題が出てきた場合に政府が、農林省のほうでこれによろしい、こういうふうな言つておつたもので結果的にそういうことが出たわけでありまして、そういう場合の責任というものは法律的にメーカーなんだといふことだけで済まされるのかどうか、行政上の責任というものを一体どういふふうにお考えになっておるか、この点を大臣から直接お聞きをいたしたいと思ひます。

○倉石國務大臣 これはいろいろ考え方があるかもしれないけれども、いま質疑応答のございましたように、農薬がメーカーから使用者に渡つて、その使用者がそれを使用した。初めのうちは何年か前はそういうものについてはたして強力な毒性があるかどうかといふふうなことにたいして一般にもあまり注意がなかったものがたくさんございます。そういうことで登録制度がありまして、その登録によつてメーカーも販売をいたし、使用者もそれを使つておつた。ところが最近になりまして、そういうある一種の農薬が毒性があるといふことでこれが禁止をされるというふうな事例についていまお話があつたことだと思ひます。

が、私どもとしても、その個々のケースによっていろいろ事情は違ふかも知れませんが、そもそもメーカーが農薬を製造して使用者に販売したままにすつて、それぞれメーカーには化学的な専門家が雇つてあるものでありましよう、そういうものがはたしてどの程度の毒性があるかということについても十分研究する義務があるわけでありまして、それから、そういうことで当時の農薬取締法でこれを政府が登録をして販売を認めておつた。それが後に至つて毒性が発見されて販売を禁止するといふふうな結果になる例が御指摘のように多いわけでありまして、そういう場合の責任がどこにあるか、これはやはり私どもといたしましては、後になつて毒性がこれは適当でないという指定を受けて販売を禁止されるということにつきましては、その責任はやはりメーカーに負うていただくよりしかたがないのじゃないか、こういうふうに一応理解をしておるわけでございます。

○田中(恒)委員 大臣、そのところはよくわかるのですよ。法律的にもいろいろやつても、どうもやはりメーカーに責任がある、こういう法律学者の意見に一致しておるようですけれども、しかし、少なくとも農林省が農薬については相当厳密な試験研究機関——あとでいろいろ質問いたしますけれども、農林省直轄の試験場で試験をさして、これでよろしいということを経験的に農薬検査所で認められて、大臣がこれを許可せられておるわけですか。ところが、それが現実にはやはり誤つておつたというか、被害があつて出てきたわけでありまして。法律上の責任はどうもやはり製造メーカーに落ちつかざるを得ないということとはわかるわけですけれども、行政的にそういう仕組みの中で取り組まれたものに対して、行政責任はないのかあるのか、あるいはそういう問題については、大臣としては一体どういふふうにおたくで認められたものについて出てきておるわけでありまして、お考えになるのか、その点をお聞きをしておるわけです。

○中野政府委員 ただいまのお話は、具体的に申

し上げればBHCのお話になるかと思ひますが、これは登録の当初は残留性等の試験をやつておりません。登録いたしました際には、薬効、薬害の検査をいたしました上で登録をしておるわけでございます。BHCが稲むらにつきまして、それが牛乳に入つていくといふことは最近わかつたことでございます。それまでは、こういうことを考えてなかつたのがミスではないかというおしかりをあるいは受けるかもしれませんが、当時の科学技術の水準では、そういうことはわからなかつたし、またやらなかつたといふことでございます。そこで、最近になりましたその問題が起きましたので、われわれもいま試験研究機関を動員して、厚生省とも相談しながらやつております。そこで、そういうことになりましたとやはり現在の農薬取締法では登録の取り消しはできませんけれども、以前に、去年の暮れでございますが、すでに製造中止をしたといふことでございます。そういう意味では行政責任というお話でございますが、われわれ行政的には責任を感じておりますので、そういう行政指導としての手は順次打つてきております。

そういうことになりましたと、あと製造は中止したけれども、すでに流通しておるもの、農家の段階にあるものもございまして。これを一体どういふふうにするかという問題が次に起こつてくるかと思ひますが、これを政府が全部一カ所に集めまして、廃棄するといふようなことになりまして、相当な量になりますし、そういう場所もございまして。やはりメーカーの段階、流通業者の段階あるいは農家の段階でそれぞれ処分をせざるを得ないのではないかといふふうに思ひます。ただ、このBHCの場合には、稲には使わないうにということとは言つたわけでございますが、果樹なり林業用には使用方法を明確にして使つて何ら害はないわけでございますので、その辺は取締法が改正になりますれば、いかなる取り扱いをするかきめたいといふことを考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 いままで残留性の問題は確かに

なかつたわけですから、これから起きる問題ですけれども、残留性だけではなくて、そういう事態が幾つかあると思ひますし、これからだつていまして上げましたような問題が、私は幾つか起きると思ひます。その場合に、単にメーカーの責任だといつて、メーカーや商社や団体や、それから最終的には農民であります。農民に全部その影響をかぶされていく、こういうことになつては困ると思ひます。だから私は農林大臣に、少なくとも農家に対してはこういう事態になつた場合には、農林省として農家に被害を与えるようなことはしない、そのくらのことはおしやつてもいいと思ひます。いま農政局長は、行政上の責任は持つておると言われたわけでありまして、私もあると思ひます。だから、最小限農家くらのところまでは被害を及ぼさないのだ、責任を持つのだ。これくらい厳重な取締法をおつくりになつておるわけでありまして、そのくらのことは明らかにしていただかなくては困るわけでありまして、大臣どうでありますか。

○倉石国務大臣 事務当局から一応御説明申し上げます。

○中野政府委員 ただいまBHCについて例を申し上げたわけでございますが、薬によりましていろいろ違ふわけでございます。一律に農家が禁止された場合に、若干の手持ちがあつた。それに就いて全部国が補償するといふことはなかなかむづかしいかと思ひます。やはり具体的に起きました問題について、最初にこの薬にはどういふふうなやり方をやつたらいいかといふようなことも具体的に判断した上で、最も望ましい適宜な処置をする必要があるのではないかとこのように考えております。

○田中(恒)委員 いままでたくさん問題が起きております。BHCももちろんでありますけれども、いまの野菜も、農薬の、そういう起きた原因は何が一番多いんですか。使用基準を農民が言われたとおり守つていなかったのか、使用基準そのものが間違つておつたのか、あるいは試験研究そ

のものが間違つておつたのか、その辺たくさん出ておるわけでありまして、農林省のほうではつきりせられておると思ひますけれども、専門的な方がおられるかもしれないが、一体どういふふうなところに原因があつて、こういうような問題が全国各地で起きておるのか、その点をひとつ伺いたい。

○中野政府委員 農薬につきましてそういう問題が起つておるのはいろいろな種類があるわけでございますが、一つは急性毒性の問題でございます。これは農薬生産には非常に役立ちますけれども、使い方によつては非常に危害を及ぼすというものもございまして。たとえばパラチオン、これは日本の稲作の生産に非常に貢献したわけでございますが、これを使いますと非常に危険だといふことで、すでに農林省といたしましては登録票の返納をやらせました。そういうようなことで措置をしております。それからその一つ前に有機水銀の問題がございまして。これは米に残留をいたしましたものであります。これは米に残留をいたしましたものであります。これにつきましてもすでに製造を中止、登録の返納までやらせております。それからその次に、先ほどお答え申し上げましたBHCの問題、これも製造中止にいま持つていております。それからドリリン系の農薬がもう一つございまして、これは作物に残留したりあるいは土壌を通じて作物に残つて、あと作に厚生省の許容量をこえるといふものがありますが、これにつきましても、すでに厚生省の許容量がずっとできておりますので、これを守るように指導をしておりますが、今回も法律が通りますれば、指定農薬にいたしまして、かくかくしかじかのものには使つてはいけない、これだけにしか使えないといふことを明確にしたいといふことを考えておるわけでありまして。

○田中(恒)委員 私が質問しておるのはその点じやないのですよ。農林省の登録農薬の中で、残留許容量をこえた事態が幾つか出てきておる。その原因は一体何なのかといふことであります。とら

れた処置の問題でないで、その原因の解明がなされておるのかどうかという点です。

○中野政府委員 いまのお話、少し聞き違えまして失礼いたしました。許容量をこえて問題になりましたのはアルドリッチとディルドリンという土壌残留性の農薬だけでございます。

○田中(恒)委員 その原因は何かということですよ。わからないですか。何か専門のところを——何によつてそういう現象が起きたのかということをお聞きしておるのです。その原因の解明がまだはつきりしていないのではないですか。

○中野政府委員 それはお説のとおりと申し上げてもいいかと思いますが、ドリッチ系の農薬が土壌に残留するかどうかというのは、いま鋭意検討を進めております。いまの検討の中間段階では三年ぐらゐ残るのではないかとわかつてきておるわけでありませう。

○田中(恒)委員 いろいろ聞いておるわけですが、農薬の被害が何によつて起きておるかというところは、いろいろな原因が重なり合つて出ているのだ、こういう程度でありまして、はつきりしてないのです。単一的には法律的な責任の所在というものははつきりしておるわけでありませうけれども、そういう状態であるから、私はやはりこういうふうな非常な危害を及ぼすようなものについて、政府が責任を持たなければ、農民に責任があるのだ、あるいはメーカーに責任があるのだということだけでは済まされない問題があるのではないかと。また原因の解明がはつきりしてないです、だからその点を特に指摘しておるわけでありませう。

そこで、私は、少し試験研究機関の問題、一昨大臣に若干御質問したわけでありませうけれども、やはり農薬の毒性なり効果なりあるいは残留性の問題等について、相当権威のある試験研究機関というものが、まだ日本の中では十分でないのではないかと、こういう心配をしておるわけでありませう。そこでお尋ねをいたしております、現在登録をされておる農薬の試験研究をやつ

ておる機関は全国でどれだけあるのか、どういうところがどういう程度の試験研究をやつておるのか、大ざっぱでけっこうですからひとつお答えをいただきたい。

○川井説明員 農薬に関する試験研究の現状でございますが、農薬につきましては現在国の関係では農林省に農業技術研究所というのがございまして、そこに農薬関係で七研究室がございまして、なお農薬と関連いたしますが、そのほかこん虫関係の生理生態というふうな研究室はほかにあるわけですが、それ以外に全国八地域にそれぞれ農業試験場がございまして、その中の環境部の中に農薬関係の研究室がそれぞれございまして、国の関係はそういう研究機関が中心になって実施しております。それから全国の各都道府県にはそれぞれやはり農業試験場に農薬関係の研究機関、そういう研究機関を動員いたしまして、先ほど御説明にもありましたように昭和四十二年度から農薬の残留に関する緊急調査研究というのを開始いたしました、大体四十二年度から四十五年度までに二十一年物につきまして、農薬では四十七農薬、組み合わせて百六十組み合わせというものについて、これまで試験研究をいたしております。なお、その成果から十四作物、九農薬につきましては農薬安全使用基準をつくる基礎ができてまして、安全使用基準の確立に利用されておるというような状況でございます。

○田中(恒)委員 なおお尋ねをしておきますが、日本植物防疫協会、日本植物調節剤研究協会、林業薬剤協会、こういったような農薬に関する財団法人が幾つかあるわけでありませうが、これが試験研究機関を選定していく窓口になっておるわけですね。だから農薬メーカーがある程度試験をいたしたものを受けて付けて、ここからいま言われました国立の農事試験場や大学等へ試験研究が依頼されていくという窓口になっておるようですが、一体こういうものが窓口になっておる意味はどういう点なんですか。

○中野政府委員 農薬を新しく登録をする場合に

申請をしてまいります場合に、試験成績書をつけましておるわけでございますが、農薬の開発をいたします場合に、まずメーカー自身がおそく数年の研究をいたします。その研究をいきなり表に出すということになりますと、かなり私的な研究でございますから問題があるということで、公的な機関の試験研究を経るというたてまえをとつておるわけでございますが、その場合にメーカーのほうにかつてに試験研究機関を選ばしますと、こういうことばを使つていいかどうかわかりませんが、かなりコネがでるというようなことになつてはいいけないということから、現在では先ほど御指摘の植物防疫協会その他の協会が試験委員の会というのを中につくりまして、申請があつたものをその協会で、この薬はこの試験所にやらせるかというのを委員の中できめてまして、そして委託先をきめておる。こういうやり方のほうが公正を期せられるということをやつておるわけでございます。

○田中(恒)委員 それを農林省の植物防疫課でやるということとはまずいのですか。

○中野政府委員 そういう考えもあるかと思ひますけれども、ただいま御説明申し上げましたように、メーカーが農林省に試験成績書を出し出した方の一つとしてのやり方でございますので、まだ農林省に持つてくる以前の問題でございます。それまで役所がタッチいたしまして、メーカーのこの試験はどこの試験所というのをやるという考え方もあるかと思ひますけれども、やはり農林省といたしましては、人員、機構の問題等もございまして、いきなりそれを全部やる、自分でどこで試験所へ回すというふうなことはなかなかむずかしいということ、農林省の検査の前の段階としていまのようなやり方をやつておるわけでございます。

○田中(恒)委員 農薬防疫等について農林省の体制が不手ぎわだから、人間もいないし金もないからやれないということならわかります。しかしその以前の窓口といわれましても、農林省の農事

試験場、国立の試験場、そこへ行くのですよ。本省を飛ばして直接出先へ行くという形をとるわけですよ。これは農林省の内部へ入つていくわけですね。私はこの問題を心配いたしますのは、大臣聞いていただきたいけれども、各県の農業試験場の試験研究費というのは非常に少ないわけですよ。大体試験研究費というのははまなかな金がなく弱つておりますが、日本の場合、科学技術振興ということが大きな問題になっておりますけれども、特に農業試験場なんというものはあまり金がありません。ところが農薬等の試験研究の担当官になりますと、メーカーのこういう委託費というものが、一件についてたとえば七万であるとか十数万であるとか出るわけですよ。日本のような特殊な地形、風土の中でありませうから最近たくさん農薬の開発が出てきて、金が流れるわけですね。これは大学だつて同じでありますけれども、いわゆる大学の自主性というか、あるいは試験研究機関の持つべき客観性、そういうものが農薬メーカーのこういう試験委託費によつて侵害される危険性があるのじゃないか、私はこういう心配もするわけですよ。こういう点ををはつきりしなければいけないと思ふのです。あるいは農業試験場が試験研究をした薬が登録された。そしてそれが市販せられて使われた。ところが現実には被害が起きた。その被害をどう説明するかということで公害の問題が出てくる。公害運動が起きてくる。農薬に関するものは必ずその農薬試験場で原因の解明がなされるわけですよ。私はその薬が全く同じところ

で試験研究をせられて出されたものとは言ひませうけれども、やはり自分たちの仲間が、これはよろしいといったものを、調べていったら、これは実はこういうところに間違いがあつたのですというところはなかなか言えないと思ふのです。こういう問題等もあるわけでありませう。だから私は農薬の登録をめぐる仕組みについてもう少し整理をして、客観的に試験開発というものをすると、それから許可をしていくところ、こういうと

この区分をしなければいけないのじゃないか、
こういうふうに思うわけです。こういう点につ
いて私は日ごろちよつと疑問を持っておるわけ
であります。大臣、こういう点を一ぺん検討して
みる気持ちはありませんか。

○倉石閣務大臣 よく検討してみたいと思いま
す。

○田中(恒)委員 厚生省にお尋ねをいたしま
すが、食品衛生法に基づいてすでに十四作物、九農
薬についての残留許容量の設定をしているわけ
あります。今後どのような基準によつてどうい
う作物と農薬について許容量の設定を行なうの
か、もうあらかじめ予定がわかつておると思いま
すので、この機会にお知らせをいただきたい。

○小島説明員 お答えいたします。

現在までに食品中の残留農薬の基準につしまし
ては、先生のおっしゃられましたとおり、十四食
品、九農薬について基準が設けられているわけ
でございます。現在の私の予定といたしまして
は、昭和四十八年までに主要な四十八食品につ
きまして、現在でございます主要な約二十八農薬に
ついて基準を定めたいというようなことで作業を
急いでおるわけでございます。

○田中(恒)委員 そこでひとつお尋ねをしてお
きますが、BHCの許容量を〇・三PPMに規制を
されましたか。これも告示したんですか。

○小島説明員 BHCの基準につきましては、
キュウリ、トマト、ブドウ等、十二食品につしま
してはすでに以前に告示をいたしておるわけで
ございます。それから、最近米と大根につきま
して告示をいたしましたが、これは六カ月後に施行と
いうことでやっております。

○田中(恒)委員 BHCにつきましては、稲わ
らの中にいろいろ問題が出てきたということで、四
十四年までに使用を禁止するということになつて
おるはずでありまして、今後BHCは製造販売等
が一切なくなる、こういうことがはつきりしてい
るわけです。にもかかわらずBHCについて、米
についてこういう許容量を設定せられた理由、そ

れから、今日まで設定せられたものにつきま
して、今後もう製造を中止して一切販売しない、使
わない、使わせない、こういうことがはつきりし
ておるものは取り消していくのか、このまま置い
ていくのか、この点をちよつとお聞きをしておき
たいと思うのです。

○小島説明員 BHCの場合には、先ほどの先生
の御質問と答弁にもございましたように、まだ一
部在庫が残っております。これは稲への使用は
禁止されておるとは申しましたが、一部まかれる
可能性はあるわけでございます。私のほうとし
てはほとんどなくなつていくというふうに考
えてはおりますが、一部使用したものが残つてくるも
のにつきましては、やはり国民の健康保健の立場
から基準を設けておく必要があるという問題と、
それからもう一つ、土壌中の残留したBHC等が
吸い上げられたものにつきましては、やはり検査
をいたしまして一定の基準以内にとどめる。それ
からまた今後こういう問題が起きました場合に、
そういつた残留いたしましたものの問題のほか
に、外国との貿易関係におきまして、外国では許
可をしているが日本では認めないというよう
なものの場合の取り扱い等もやはり考慮してい
く必要があるのではないかと考えております。

○田中(恒)委員 それでは、今後もう一切使わ
ないんだ、こういうふうな国内でできたものにつ
きましては、残留許容量というものは、厚生省とし
てはお出しになるということですか。その必要はも
うないんじゃないですか。

○小島説明員 こういう問題につきましては、
その個々のケースによると存じます。たとえば
ば農作物には使わなくても林業等に用いられるもの
の場合には、それが農作物のほうに由来する可能性
があるとなれば、私どもとしては基準は設定しな
ければならないと思ひます。しかし全く農作物に使
用されない、あるいは来る可能性がないというも
のにつきましては基準を設定する必要はないと存
じます。しかしながら、外国との貿易関係にお
いて、今度は外国で使したものを受け入れるかど

うかという問題でございます。日本で全く禁止
している、そして外国から来るものを拒否しな
ければならないということになりますと、やはり
外国から入ってくる品物に対しましては試験をし
なければならぬ。そういう場合には全く基準を
設けてございませんと、私どもとしては違反品と
することができませんので、たとえば検出しては
ならないというふうな基準を設ける場合もあり得
るのではないかとこのように考えております。

○田中(恒)委員 なお、お尋ねをしておきま
すが、今回出されようとしたしております米のBHC
の許容量を〇・三PPM、こういうふうになつ
ておるわけでありまして、BHCにつきましては
いろいろな品目について許容量がなされておるの
ですが、全部〇・五PPM、こういうことになつ
ておるのです。米に限って〇・三PPM、こ
ういふふうにきめられました理由は一体どうい
うところですか。

○小島説明員 残留農薬の許容量の決定にあたり
ましては、その残留農薬が私どものからだに一日
にどれだけ取り込まれるかというのを考えまし
て、そしてその取り込まれる量がわれわれのから
だの健康を阻害しないようにある一定の量以下に
抑えるというやり方です。お尋ねの通り、
す。そのために米の場合にはわれわれの食品の中
で占める比重が高いということから米を〇・三に
抑えまして、そして米の場合には外側からおわれ
ておりますので、実際に米粒の中に入ってくるB
HCの量が少ないということから〇・三に抑えられ
る。ほかの野菜といたしましては米ほど食品の中
で占めるウェイトは大きくはございませんが、し
かし実際に付着してきく——ある程度多く見られ
れば、これは実効といえます。農薬としての効果は
期待できないというふうなことで、私どもが一日
にとつてもさしつかえないというBHCの量を、
その食品の実体、摂取量、それから農薬の残存の
実体というふうなものも勘案して定めましてた
めに、米の場合には〇・三と低く定めたわけでござ
います。

○田中(恒)委員 この摂取量が多いか少ないか
ということによつてBHCの残留許容量というも
のをきめることが科学的であるのかどうか
です。これは非常に技術的になるので私どもし
らうとよくわかりませんけれども、米はたくさ
ん食べるからこれは一定の単位について〇・三と
か〇・五とかやっております。別に米のウェイト
が大きい——そういたしますと、いまから野菜で
あるとか果物であるとかいうものが、ご承知のよ
うにだんだん食べる率が大きくなるわけでありま
すが、そういう場合にはそれに伴つてまた変更し
なければならぬ、こういうことも起きますので、
私どもは専門家でありませんがどういふような
ウェイトでそういうものがなされるかという計算
の根拠等わかりませんが、ちよつといふお
聞きをした範囲では解しかねるのであります。む
しろ私どももこういうふうな——これは何品目です
か。キュウリから始まつて十七、八品目、BHC
の残留許容量というものをきめておる。各品目全
部〇・五ですね。ナツカンから、ナシから、パ
レ、米だけ〇・三にしておる。これは勘ぐります
と、米の生産調整という問題がやましくなつて
あまり米をつくらせない、こういう問題がいろいろ
ある問題になつておるだけに、何だかそういうこ
とを加味してやっておるのじゃないか。おたくの
まのお話をそのまま類推していったら、そういう
ことだつて考えられるわけですが、いま米の消費
量、食べる量が多いからこうしているのだという
ことは、技術的に成り立つのですか。

○小島説明員 私は厚生省で食品の取り締まりを
担当しておりますが、米の生産調整などというこ
とは毛頭考えたことはございません。私、先ほど
御説明したときに、少し説明が足りないで申しわ
けなかつたのでございますが、私どもが一日にB
HCをとります量というのにつきましては許容量
というものがございまして、これはわれわれが一生
の間食べていても心配がないという量でございま
して、これは国際連合のWHOにおいて委員会を

設けてきめておるものでございまして、われわれはそれ以下に一日のBHC摂取量を押えなければならぬわけでございします。それをいろいろな野菜あるいは米というものに配分をいたしまして、そうして規制をしていくわけでございします。米の場合には、幸いなことに、これは御存じのように、まきまきでも外側がモミでおおわれておりまして、そしてそれを精白するということになりまして、実際の残存量は野菜等に比べて少なくて済むわけでございします。ところが野菜等の場合にはある程度以上の濃度がそこに付着してないといふBHCが有効にきかないというようにございまして、野菜を高く米を低くというようにございまして、実際のBHCのきき方と、それから残っている量というものをから案分をいたしまして、そうしてその摂取量、われわれがとる量を全体のワケの中におさめるためにそういったような配分をしている。もし米が〇・五でなければ困るというようにございまして、〇・五に上げる、そしてほかのもので削るというように調整をしなければならぬわけでございします。幸いに米の場合には〇・三で済む、そして米の摂取量は多くございしますから、この〇・三に米の摂取量をかけて、そしてそれをわれわれの許容量から引きました残りを、今度はほかの野菜に配分するというようなやり方をしているわけでございします。

○田中(恒)委員 時間が迫ってきましたので次に移らせていただきますが、やはりこの問題はいろいろ正確なデータに基づいて農薬の試験研究がなされ、あるいはその取り扱いをめぐって農林省のほうで従来に比して厳格な取り扱いがなされていく、この点は確かに一歩前進をしているわけでありまして、それが農家の段階におおされた場合に、農民によって正しく守られていくかどうかという問題であります。いろいろ安全使用基準等が示され、それに基づく指導もなされるのでありますけれども、やはり最終的には、その薬をどう使うかということが農家一人一人の選択にまかせられておる、このところに私は農薬の安全使用を

めぐっての一番大きな問題があると思うのです。そういう問題について何らかの規制というものを、あるいは行政指導上の明確な方針をこの際打ち出していただかないと、幾ら試験研究をりつぱにし、取り消し等あるいはいろいろな安全使用基準、指定農薬制度等を充実せられても、肝心かなめのこれを使つていく農家の段階で完全な使い方がなされない、これは何にもならないわけでありまして。そういう意味では、少なくとも、今日農薬の使用をめぐって最も責任のある体制でなされるのは、やはり共同防除以外にないと思うのであります。この共同防除の体制というものを今後いかに強めていくかということが、やはり私は一番大きな問題だと思つておるわけでありまして。現在共同防除の実態はどういう実態になっておるのか、あらためてこれは局長のほうからお聞かせをいただきたい。

○中野政府委員 ただいまの点は、私もお話のとおりだと思つております。

そこで、実態でございしますが、農林省といたしましても、共同防除につきまして、過去におきましていろいろな補助金を出してそれを指導奨励をしております。その実態でございしますが、大体稲作につきましては三割から四割くらいが共同防除を行なわれておるといふふうに見えております。それから果樹につきましては大体一割五分くらい、それから畑作になりますと、これは野菜その他ばらばらでございします。これは野菜その他はばらばらでございします。共同防除が行なわれているパーセントは約三割程度ではないかといふふうに見えております。

○田中(恒)委員 そこで、最近私が農林省の関係者にいろいろお聞きをいたしますと、どうも兼業農家がだんだんふえてきて、なかなか共同防除等にもまともな参画をすることができなくなつてきた、こういう背景等もあつて、共同防除というものもがむしろ以前に比べて体制的に弱くなつてきておる、こういうふうにも聞いておるわけでありまして、この際、この農薬取締法の改正を通しまして、できればこの法改正の中に共同防除の体制

を強化をしていく、こういう内容を織り込むべきだと思つたのです。具体的にはいわゆる植物防疫法を改正をいたしまして、現在設けられております病虫害防除員というものを何らかの形で防除士制的なもの、これは農協等が強く主張しておるわけでありまして、こういう形に切りかえて、少なくとも指定農薬等については全部共同防除の体制で取り組ましていく、こういうふうな方法を考える必要があると思つておるわけでありまして、この点について農林大臣はどういうお考えで処理されるか、お聞きしておきたいと思つた。

○倉石国務大臣 お話のように、病虫害を防除いたします組織の整備が必要であるということはお説のとおりであると存じます。そこで、農林省は従来から各都道府県に病虫害防除所を百八十カ所設置いたしております。これを中核といたしまして、農業改良普及員それから病虫害防除員それから市町村や農業団体にあります病虫害防除の積極的な推進をはかるように防除の徹底を期しておるわけでありまして。

そこで、今後とも、農業をめぐる問題の重要性にかんがみまして、たとえば講習会を開催いたしますとか、病虫害防除員の資質の向上、安全管理施設の整備など、末端の安全使用体制の強化をはかってまいりたいと思つておるわけでありまして、植物防疫法の改正の必要につきましては、なお今後検討いたしまして、前向きに対処いたしてまいりたい、このように思つておるわけでありまして。

○中野政府委員 ただいまお尋ねの中で、大臣の御答弁をちよつと補足させていただきます。これは、御答弁は、防除士の問題でございします。これはわれわれも団体のほうからそういう話を承つております。ただ急にそれをやるのはなかなかむずかしいといふので、われわれいま検討をしておるわけでございします。

そこでちよつと申し上げてみたいのは、病虫害防除員、現在一万八千人ほどおります。これは農林の非常勤職員でございまして、わずかでござい

ますが、いろいろ活動費十五分と、それから講習会を受けにくるときの旅費等を補助しておるわけでございします。これを強化する必要があるといふふうなわれわれも考えております。それではすぐに防除士というもので資格を与えてどういふことになりまして、たとえば国家試験をしるという話でございしますが、国家試験をいたしますのはどういふ資格を与えたらいいかということも考えなければならぬと思つた。それからそういう防除士という国家試験を通つた資格を持った人の責任範囲は一体どうなるのか、たとえばその農薬をどういふふうな指導して使わせたのにいろいろ事故を起こした場合、その人の責任はどうなるのかといふような問題。それから共同防除の必要なことは御指摘のとおりでございしますが、共同防除だけではなかなかまいりませんけれども、共同防除につきましてもやはり問題が出てまいりますので、われわれといたしましては、もう少しその辺どういふふうな、そういう防除士的なものを扱つた方がいいかということをおしほら検討させていただきますと思つておるわけでありまして。

○田中(恒)委員 時間も参りましたので、あといろいろ多少まだお尋ねしたいことがあるのですけれども、こまかい質問ができませんが、二つだけお尋ねをしておきますので御答弁をいただきたいと思つた。

一つは、これからの薬剤の方向について、たとえば水田等におきましてはほとんど粉剤でございします。だから風ではほとんど散りまして、米だけでなく周辺の川に散つたりあるいは人家、人間に散つていろいろ危害を受けるわけでありまして、この粉剤の方向から粒剤の方向でございまして、こういう方向への試験研究というものは相当進んでおると思つておるわけでありまして、今後農薬の指導の方向としてこの粒剤の方向かといふことについて、農林省としてのお考えをちよつと明らかにしていただきたい。この点が一点であります。それからその次には、これは大臣からも御答弁いただきたいと思つたが、参議院でもうだいふ

○倉石国務大臣 国有林で除草剤を散布いたしません場合には、国立公園の特別保護地区には使用しないことにいたしておりますが、ただいま二四五

そこで、農業サイドの問題それから公害対策サイドの問題というものの基本的な姿勢をどう受けとめていったらいいのかというふうな点がやはり一つの問題点であります。今度の農業取締法の一部改正で従来なかった目的も新設され、この目的の第一条には、いわゆる農業サイドの問題と公害対策サイドの問題とが両方織り込まれて第一条ができておるといふふうに判断をしております。ただ、ここで農業取締法の場合にどう考えたらいいのかという一つの具体的な検討問題がありますけれども、言うまでもなく公害対策基本法の今度の第一条の改正を含めまして、公害対策サイドからするならば、いわゆる人間の健康と生命というのを優先させる。従来公害対策基本法にあって、大きく国会でも問題になり、われわれがその削除を

○倉石國務大臣 この点は先ほどもお答え申し上げましたように、農業というものを維持拡大してまいるということは、やはりわれわれ国民の生存のためにも欠くべからざる要件でございますが、そこでその生産を継続し増強してまいる一つの手段として農業等が考えられて生産性を向上してまいったことも事実であります。しかし、今日のようになその弊害が、たとえば土壌に浸透してまいる毒性、あるいはそれを農業に用いることによって生ずるその他への影響等を考慮いたしまして、やはりこういう公害を除去することがまず先決であるということ、農薬取締法の改正等をお願いいたしておるわけでありますが、そういう立場に立つて、私どももいたしましては公害を除去するというたてまえを優先的には考慮いたしますが、やはり農業というものが維持拡大されていくにあらざれば他の私どもの生存ということにも大きな

は登録の取り消し等に、これは公害対策上のサイ
ドが中心になると思いますけれども、それに伴っ
てたとえば末端の関係団体が在庫を保有する、あ
るいは政府のオーケーをした登録の農薬を使用の
基準に基づいて使用したところが、残留農薬その

他で厚生省サイドから問題になってこれが売れない、あるいはそれが非常に大きく社会的に問題になるということで農家に大きな損失が出てくるといふような場合の責任問題、こういう点について法務大臣の見解では、私直接本会議以外のところこまごま聞いてないのですけれども、無過失賠償責任の問題については、結局全体を通じて一つの責任というものには消極的見解のように法務大臣の場合に受け取れたわけであります。その場合に個々の具体的ないわゆる実体法の中でケース・バイ・ケースでこの問題を考えていくべきだ、という趣旨のように法務大臣の場合に受け取れたわけでありますけれども、いずれにしても農林大臣としてこの農薬取締法の新しい改正をする場合と改正案を含めて流れていないというふうに受けとめておるわけですが、先ほどの田中君の質問とも関連いたしますけれども、当然そういう点については基本的なかまえというものは明確にすべきであらう、こういうふうに思います。その点についてはどう、こういうふうに基づいて今回の改正を出すのか。と申しますのは、先ほど来の質問でも明らかかなように、この国民の健康の保護あるいは国民の生活環境の保全という立場から農薬の問題がやはり考え出されてくるということになりますと、当初はオーケーをした問題についても、それはオーケーを変更しなければならぬ、あるいは取り消さなければならぬということが今後の使用状況の経過過程の中では当然幾つかの問題については出てくる。そういう場合のいわゆる末端における損失問題の責任はどうなるのか、当然いままでの問題があるし、これからも予想される問題であります。これはやはり本法の改正にあたっては明確にすべきものだと思えます。そういう問題が起ったときに、具体的に末端の農家で申しますと、末端の農家としてはどういう方法をとるべきなのか。法はどういう方法を志向しておるのか。たとえばすでに出ております公害紛争処理法

で、それは紛争でやるべきであるのか、あるいは裁判も道が開かれておるのだというふうな考え方に立っておるのか、あるいはそういう場合には具體的なそれぞれの事態に即応をして農林省として対処をするとかまえないのか。さつき田中君は少なくとも末端の生産農民には実害を与えないという姿勢を明確にすべきじゃないかというお尋ねをされたわけでありますが、答弁として私はきわめて不明確だったと思うのですけれども、いま言つた事態の中で末端の生産農民に具体的に実害が出てくる、あるいは在庫問題についての処理において関係団体の第一線において実害が出てくる場合の方法論については農林大臣はどういう道筋を考えておられるのか、この点明らかにしておいてもらいたい。

○倉石國務大臣 無過失賠償責任の問題につきまして、本会議でもそれから連合審査会でもお話がございましたが、有毒物質を排出したもののについての無過失賠償責任のことが論議されておったように聞いております。したがって、農薬の關係のことににつきましては、これは登録の問題でありますので、若干性格が違ふかと思いますが、このたび政府は、いままでたとえば農林省關係の土壤汚染に關すること、農薬に關すること等ございしますが、それぞれ各省所管の事項についていろいろ公害の問題がございしますので、これをばらばらにやっておるよりもやはり統一した機關をつくって、そこで政府全体として対応をしていくことが必要であるというので、政府に公害対策本部というものを設置いたしましたわけでございます。したがって、無過失賠償責任のような一般的な、普遍的な問題につきましては、やはり政府全体として公害対策本部というものを中心にして検討すべき事柄であると存じまして、そのほうで鋭意検討をする、こういうことになっておるわけであります。

○角屋委員 どうも、大臣の答弁と関連をしますけれども、私のお聞きしたいのは、今回の農薬取締法の一部改正を通じて、先ほど来申ししております六条の三項、その他関連の事項がありますけれども

も、そういうことに基づいて変更の登録を行なったりあるいは登録の取り消しを行なうということに伴う在庫の問題、これの回収の措置、あるいはこれがオーケーだということと安心して末端で使つておる場合に起こる残留農薬その他の問題指摘からくる第一線の農民諸君の実害の問題というふうなものについてはこの法律ではそういう点を明確にしなくてはよろしいという考え万なか。あるいはこの法律を通じて基本的な考えでおる点は、こういう道筋を通じてやるべきだという点について明らかに検討の過程でしておるのか。先ほども来公害紛争処理法あるいはまた訴訟、あるいはそうでなくて、行政機関が中に入つてのそういう問題の対処のしかた、こういう点については事務当局はこの立法をする過程においておそろく大きな問題になつておる重要な一つの柱でありますから、検討されたと思うのでありますけれども、行政ベースではどういう検討と考え方を持っておられますか。

○中野政府委員　ただいまの問題、先ほど田中先生のとくにも出たわけでございますが、もう一ぺん整理して申し上げたいと思います。

われわれこの法律を改正いたします立案者として検討を進める段階ではこの問題は検討したわけでございますが、その問題を考えます場合に、製造業者の取り消しをした場合の製造業者の責任と製造業者に対する責任という問題がまずあるわけでございます。これにつきましては、やはり先ほども申し上げましたように、登録制度というものの性格から見まして、それからまたいわば人畜に危害のあるような農薬はつくって売ってはいけないというメーカーの社会的義務という問題から考えまして、登録を取り消した場合に国に法的責任はないのではないかというふうに考えるわけでございます。

それから次は、起こつてまいりますのは、販売業者の段階問題、あるいはそれを買った農家の問題が起こつてまいります。これにつきましても、いま製造業者のところで申し上げました登録の性

格なりあるいはそういう危害のある農薬を使つてはいけないという社会的義務があるかと思ひますが、それと同時に登録というものの性格を考えてみますと、これは御承知のように農薬取締法の三條でこういう場合は登録は保留して、場合によつては却下する、それ以外は遅滞なく登録しなければならぬということ、いわばその申請のときの一つの権利関係といましようか、そういうものを公報に記載しておる、記載しなければ売れなないということになつておるといふ登録の性格から見まして、國としてメーカーなり販売業者に売ること義務づけたらあるいは奨励をしたものではないという考え方をとりますと、やはり販売業者あるいは使用者についても、そのときどのいかわつた一種の私的な経済行為でやつたものではないかかといふことになるわけでございますので、やはりその場合の損害賠償は製造業者、販売業者等の間で民事的に解決すべき問題であつて、國に法的な責任はないといふふうに結論を出したわけでございます。ただその場合に、そうかといつて、責任がないから國は知らないよといふことでは確かにいけないと思ひます。そこで、先ほども若干申し上げましたが、個々のそういう取り消しました薬の種類によりまして、いろいろ対策は違ふと思うのです。そこで、そういうそれぞれの具体的な場合に即しまして、これはどうしたらいいかといふことは、当然農林省として行政責任をもちましていろいろ末端まで指導しなければならぬといふふうに考えておるわけでございます。

それからもう一つの問題は、先ほどもお話に出ましたが、たとえば残留許容量をこえまして、食品衛生法の規格に適合しないで販売が禁止されるといった場合でございますが、この場合は、先ほども申し上げましたように、その地方地方でのそれぞれの特産物の評価、それが落ちるということから、たいていの場合は自主的にそのあと続いて出る出荷物の出荷停止をしておるといふ実情があるわけでございます。これにつきましても、そこまで国がそれぞれの農家なり団体の経済的な損失

を賠償をするというのは、やはり法的にはないの
ではないか。ただ、それによる打撃につきまし
て、行政責任をいたしまして融資その他のい
ろんな措置は、その具体的な問題が起きた際に当然
われわれ考えなければならぬことではないかと
いうふうに考えております。

それからもう一つ、先ほどのところで申し上げ
ればよかったわけですが、そういう問題、たと
えば取り消しされてまだ流通に若干残っ
ておるといふ問題がありますが、いわば回収をど
うするかという問題でございます。これにつきま
しても、それは国が全部回収をするということ
になりますと、もしかしたら大量に残るというこ
とには、捨てるところその他、一カ所に集めるその他
やりまして、たいへんでございます。たとえ
ばラステンという薬がありまして、これは一体ど
うするかという場合には、これは都市のごみとま
ぜまして、コールドールで固めて、鉄化石という
のだそうですが、そういう石にしまして海中深く沈
めるといふ廃棄方法をとったわけでございます。
そういうような一例で申し上げましたように、相
当具体的にきめる。そして禁止されたものが使わ
れないような措置をとらなければならぬのでは
ないかというふうに考えております。

○角屋委員 いまの答弁、私は基本的な考え方と
して問題があるし、これは了承することはできな
いわけですが、具体的な質問を進めていか
なければなりませんから、次に入りたいと思いま
す。

第二条の、いわゆる「製造業者及び輸入業者の
農薬の登録の点で、農薬の薬効、薬害という従来
とってきた試験成績に対して、新しく毒性及び残
留性に関する試験成績まで加えるということ、
これはもう時代の要請で当然のことだと思ふので
ありますが、ただ、これに関連をしてお聞きをし
たいのでありますけれども、この立法の附則の
三、四、五、六の経過措置のところを見ますと、
たとえば再登録の場合には二年間は新しい法改正

のものでなくてよろしい、あるいはすでに登録の
申請の過程にあるものについては従来の例によつ
てよろしいというふうな形になりますと、いま登
録銘柄数は五千六百九十八というふうにお聞きし
ておるわけですが、これから新規のものもが
どの程度出てくるかということには必ずしも予見
できませんが、新しく毒物の問題、毒性の問題ある
いは非常に問題になっております残留性の問題に
ついての試験成績というものを加えるといふこと
でも、現在進行中のものあるいは再登録をするも
のについては、これが経過措置で、再登録の場合は
二年間従来の例でよろしいということになります
と、はたしてそういうことを通じて、次に新しく

法律で規制を強化してまいりました作物残留性
農薬あるいは土壌残留性農薬あるいは水質汚濁性
農薬、この三つの問題については政令で指定をし
て法改正を通じて出てくるわけでありまして、こ
の第二条と附則の三、四、五、六という経過措置と
の関連において速急に是実効があるのかあがら
ないのかというところが、私、立法だけを見ておりま
す。問題になるわけでありまして、だから、附則の
第四のところ、二年間なら二年間といつては
けれども、しかし、それは実際には行政指導とし
ては毒性あるいは残留性の問題についての試験成
績を求めるということを前提に考えておるのかど
うか。この第二条の改正と関連をして――第二
条だけではありません、以下の問題もあつたけ
れども、この法律が実効をあらわしていくといふ前
提から見ても、いわゆる附則の経過措置との結びつ
き、そういうものも含めて、どういうふうにして
これから作物残留や土壌残留や水質汚濁性の農薬
等の使用の問題についての政令指定あるいは表示
あるいは使用の規制というものを、具体的に第一
条の目的に合致するように推進していくかとい
うのか、これをひとつ明確にしたい。

○中野政府委員 ただいまのお尋ねは、法律が改
正されましたあと二年間の経過措置の問題でござ
います、御指摘のように六千近い銘柄がござい

ます。そこで、それじゃ法律改正したときに全部
その薬を残留性なり毒性の試験成績がないからス
トップというわけになりますと、農業生産に重大
な影響を与えるわけでありまして、そうかとい
つて、その経過期間を非常に長くいたしますと、こ
れまた問題でございます。そこでわれわれといた
しましては、二年間というのを置きまして、二年
後は再登録に対してそういう毒性なり残留性の成
績を出させるという原則を立てまして、その
間に農林省あるいは厚生省において、全部の薬が
全部これにはまるというわけではございません、
大体はわかつておりますから、問題のありそうな、
しかも使用量の多い、また特に外国でも問題に
なつておるような薬につきましては、速急に調査
研究を進めまして、再登録いたします際には、た
とえば前は一一般に使つてよろしいということに
なつておりました、今度はかくかくしかじかの
適用病害虫に対してこういう使用法をとれという
ことで、再登録のときに指導をするということ
を考えておるわけでございます。

それからもう一つは、法律ができましたと、いま
御指摘のように残留性についての農薬の指定を政
令でやることになりました。それで指定がされます
と、それに基づいてある農薬につきましてはこう
いう作物にしか使えない、また使い方は収穫前二
週間なら二週間の前までしか使つてはならない、
農林大臣が非常にこまかい使用基準をきめてそれ
を守らせるといふことで対処をいたしたいと思
ておるわけでございます。

○角屋委員 結局さうしますと、作物残留性農薬
あるいは土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬の、政
令で指定する場合のいわば科学的な基礎資料、科
学的な判断というもののについては、これは十分整
備をして、進行中の過程においては新規登録の問
題は別に、実際上は不十分な形でやるという
ことに解釈せざるを得ないと思ふのだが、それと
同時に作物残留性農薬、土壌残留性農薬、水質汚
濁性農薬の政令で指定する場合の、来年度まで含
めた、具体的には大体どの程度のものを指定をす

るといふ構想でおられるのか、その辺のところを
明らかにしていただきたい。

○中野政府委員 ただいまの点でございますが、
作物残留性農薬というのにつきましてはBHC、
DDTそれからエンドリン、砒酸塩というこ
とで、有効成分ではいまの四つでございますが、
乳剤、粉剤、粒剤という剤型で分けますと十二、
これにつきましては指定農薬にいたしたい。この
点につきましては現在、先ほど御質問もありま
したわけですが、農林省のほうでかなり
調査も数年間やつております。大体わかつてき
ておりますので、これはやれるのではないと思つ
ております。

それから土壌残留性の農薬につきましては、有
効成分で二つ、剤型に分けますと四種類、これは
アルドリン、ディルドリンでございます。

それから水質汚濁性の農薬につきましては、こ
れはすでに現行法でも規制をいたしております除
草剤、貯毒性のある除草剤でございますPCPで
ございます。これはもうすでにやつておりますの
で即時政令で定められる、現在そういうふう
に考えておりますが、なおこれは試験研究を進めま
すれば、あるいは次々出てくるかも知れません。
現在の段階では以上のとおりでございます。

○角屋委員 さっき田中君からも出ましたし、私
もさっき第一条に関連をして質問しておつた問題
にも戻りますが、いわゆる回収等の命令の問題に
ついてお伺いしておきたいと思ふ。これは毒物及
び劇物取締法の一部を改正する法律案の今回の改
正の中で、第十五条の三が新設されて、回収等の
命令ができることに御承知のように法案として提
出されておるわけですが、農薬は当然一般のもの
もありまして、毒物及び劇物に直接結びつ
く農薬もあるわけでありまして、結局この回収等
の問題については毒物及び劇物取締法の一部を改
正する法律案の第十五条の三が、これに該当する
農薬がある場合においてはこれで回収等の命令が
発動するというふうな解釈をしていいわけが
か。

土壌の問題に対応したいということで、検査所の予算も大幅な増額要求をいたしております。

○川井説明員 一応研究面での対応の状況を申し上げますと、一応来年度予定しております研究を上げますと、なるべく強力な毒性によらないもの、低毒性の方向での研究開発を考えております。たとえば天敵ウイルスなどの利用による害虫防除、この研究につきましては、強力に進めたいということでございます。なお、最近害虫の総合防除ということが問題になってきております。これにつきましては、天敵こん虫とかあるいは農薬以外の、たとえば性誘引物質、そういう科学的なものを、薬品を使いまして、性的に誘引してそこで殺していくとか、いろいろ天敵こん虫、天敵ウイルス、そういうものを総合的に使いまして防除していくという技術開発を、大型研究として、来年度約一億六千万というような研究を進めることにしております。

なお、研究組織の点につきましては、全般的に逐年整備してきておるわけでございますけれども、何ぶんにも農薬の種類あるいは病害虫の範囲というものが非常に広範にわたります、基礎から応用まで広範な点もございまして、国の研究及び都道府県、さらに関係のある民間研究機関を総合的にまとめまして進めるという運営方法でもってできるだけ対処してまいりたいということでございます。

○角屋委員 農薬の研究開発、特に低毒性農薬の開発問題というのは、これから将来にかけての研究面での非常に重要な課題だと思うわけであります。私も聞いておるところでは、科学技術庁関係の理化学研究所の農薬部門あるいは農林省では農業技術研究所の病理昆虫部農薬科の研究室、それに国、県の地域農業試験場その他ももちろん加わると思ひますけれども、実際のところは科学技術庁と農林省のことが中心になって、それに残留農薬の民間も含めた研究所が、いま進行しておりますけれども、本来は農薬の研究開発というのは、この二つの研究所が中心になってやっております。

おるわけですか、あるいは今後ともやろうとしておるわけですか、その辺のところはどうでしょう。

○川井説明員 ただいまお話しした農薬の開発につきまして、科学技術庁関係では、理化学研究所が、ここでは低毒性農薬の、特に合成開発の基礎研究、非常に専門的な基礎的な研究を実施しておりますが、農林省の農業技術研究所におきましては、農薬を利用する方面での基礎的なもの及び応用的なもの、それから分析方法の確立というような点を重点に進めております。全国の地域農業試験場におきましては、さらに地域の実態に応じた技術の開発ということをやっております。一応その利用面と基礎的な開発面ということで、これまでも理研とわれわれのほうの、農林省の関係の研究機関も非常に緊密な連携を保つてきております。今後さらにその辺の緊密な連携によりまして、できるだけ実態に合うように問題なきように処理していきたいというふうに考えております。

○角屋委員 今度新しく新設された作物残留性農薬の使用の規制の第十二条の二、それから土壌残留性農薬の使用の規制の第十二条の三、さらに水質汚濁性農薬の使用規制の第十二条の四、時間の関係もありますので、このうちの第十二条の四の水質汚濁性農薬の使用規制の運営上の問題についてお伺いしておきたいと思ひますが、御承知の旧来の法律によりまして、指定農薬の使用規制という形の中で、第十二条の二、この第一項、第二項、第三項というふうに三つと書いてありますが、特に第二項の場合においては、旧来の法律によりまして、これは「当該指定農薬の使用に係る利害の調整その他その使用の規制に必要となる方策について、農業に関する団体及び漁業に関する団体のそれぞれの意見並びに学識経験を有する者の意見を徴しなければならない」というふうな形のものから従来あったわけですね。今回のこの第十二条の四の水質汚濁性農薬の使用規制、大体内容は、旧来の第十二条の二は、この十二条の四に示される水質汚濁性農薬の性格が強いと思う

のですけれども、この場合は第十二条の四の第二項、都道府県知事に関するところが三つと書いてありますが、最後のほうに「政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行なう当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる」というふうになっておるわけですが、この第十二条の四の第二項の考え方と旧来の第十二条の二の第二項の考え方とは、だいぶ取り扱ひの運営上の性格が違つておるのか。あるいは実際問題としては、いわゆる知事が許可を与えるときに、旧来の第十二条の二の二項というのは運営の問題としてはそれに含まれて、関係団体なり学識経験者の意見等も聞いて許可を与えるかどうかというふうに踏み切るのか、新しい改正のこの考え方、基本的な姿勢についてひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 御指摘の現行法によりまして十二条の二でございまして、これは水産動植物に著しい被害を与える魚毒性の強い薬、しかもそれを水田だけを対象にしてまいりました。これは具体的に申しますと有明海と琵琶湖でのPCPという除草剤の使い方の問題です。これをつくりました際には、当時の水産関係、それから農業関係といういろいろいきさつがあったようでございまして、それを受けましてこういう法文になっておるわけでございまして、今回改正をいたしましたのは、そのことを含めましてしかも水産動植物につきましても、たとえば山のほうの水源地帯にも、この規定を適用したいという気持ちがあること、それからまた具体的にはそういう農薬が出てまいっておりますが、水に農薬が流れ込みまして、そのために水質を汚濁して人畜に被害を及ぼすといった場合を含めて書いたわけでございます。そしてそれらはいずれもかなり広範囲ではありますけれども、場所によつて違つてまいりますので、県知事

が規則をもつて地域を限つて許可制にするということでございます。それじゃその運営の際にたゞいま現行法にあります気持ちとどうするかということでございますが、われわれとしましては、知事がかつてにこういうことをやるということではありませんが、指導といたしましては、当然関係者の意見を聞くということと指導通達でもってやりたいと思ひておるわけでございます。

○角屋委員 時間も約束の時間が近いようでありまして、集約をいたしたいと思ひます。従来から本法には農業資材審議会というのがあります、二十名の委員をもつて構成しておつたわけですが、今度これを三十名に拡充したいというふうな計画を持っておるやにお聞きしております。この農業資材審議会は、この法改正に伴いまして変更の登録または登録の取り消しあるいは農薬の販売の制限または禁止、作物残留農薬等の指定というふうなものについても審議会の意見を聞かなければならぬということが新規追加になりました。この農業資材審議会の運営問題というのは本法の公正な運営の一つの重要な要素になるわけであります。問題はそういう場合のいわゆる農業資材審議会の構成をどう考えたらいいか、従来の資料によりまして名簿を見てまいりますと、農林漁業団体ということでは木村重雄さんですが、あるいは広い意味で加えれば堀さん、植物防疫協会理事長というふうなところが加わつておつたかと思ひますけれども、やはり農業資材審議会の人数をふやす場合にどう構成をするか、第一条の目的ばかりではございまして、全体的に考えてどう構成するかというのは非常に重要な問題だと思ひます。もちろんこの中には関係団体の代表も入らなければならぬし、学識経験者という意味において試験研究あるいは大学教授というふうなものも入らなければならぬと思ひます。ただ問題になりますのは、こういうメンバーの中に、たとえば東海区水産研究所水質部長とかあるいは農業技術研究所農薬科長とかいいうわば政府の関係者も委員ということに入つておるわけ

です。これはむしろ専門委員的に取り扱ったほうが、本来の審議会の構成としては適当ではなからうかというふうに私自身は判断をするわけですが、けれども大体いわれる製造メーカーのほうのウエイトが高くて、これを使う農林漁業団体なり何なりのほうの代表がきわめてレアである、こういうののいかかかと思うのです。今後の審議会の新しい構成については、いわゆる学識経験者あるいは関係団体あるいは一般の消費者の意見を直接代表できるようなものというものを適正にミックスしなければならぬと思うのですが、これらの構想についてはどうお考えですか。

○倉石国務大臣 農業資材審議会は、現在農学、農芸化学等の学識経験者、それから農業業界関係団体等の関係者で構成されておりますが、今回の法改正に伴いまして、医学、それから環境衛生学等の学識経験者をも加えまして、広くそういう方面の公平な判断をしていただくように組織したい、このように考えておるわけでありまして。

○角屋委員 大臣の答弁というものは最近ほとんど円熟しておるはずだけれども、抽象的でもうたいへん困る。これは大臣がおそらく構想して、そしてこれが通れば、法改正に伴う趣旨に即応してこの審議会を強化されると思うのですけれども、その場合は、やはりわれわれから見ても妥当な構成になったというふうな構成になりますように、ぜひひとつ御考慮を願いたい。

あと、最近のヘリコプター散布に関連する今後の問題とか共同防除体制の問題とかあるいは農薬中毒の従来の経過とこれからの対策の問題とか、さらに輸出農薬に対する指導監督上の問題とかいろいろ問題が残りましたけれども、まだ同僚の諸君からもそれぞれさらに質問が継続されるわけでありまして、約束に基づきまして、本日はこの程度にとどめたいと思います。

○草野委員長 午後二時に再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時九分開議
○三ツ林委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議に引き続き、質疑を続行いたします。斎藤実君。

○斎藤実委員 私は農薬取締法の一部を改正する法律案について若干御質問申し上げます。

最近、農薬によつて農産物の残留性あるいは環境汚染問題については、特に生産者だけではなく、国民の生命と健康に大きな不安と動揺を与えておるといふことは、私はこれは非常に問題だと思ふ。特に農薬によります残留性の問題につきましては、これまで政府がとつてきた態度は非常に消極的であり、農薬あるいは食品行政の怠慢であるというふうに私は考えております。

日本の農薬問題が今日のように野放し状態からようやく規制の方向に向かっているということについては、私も評価をしたいと思ひます。しかしながら、これだけ国民の関心が高まり、しかも国民生活と健康に密接な関係のある農薬取締法の改正をなせむと早く提案をしなかつたか、この点について大臣からの御所見を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 けさほども田中さんにも申し上げたわけでありまして、私どもは戦後各方面で、まず生産を上げなければならぬということで全力をあげてやつてまいつたことは御承知のとおり。日本人全体がそういう立場で働いてまいりましたので今日のような経済復興を見るに至つたと思ふのでありますが、その間やはり私どもが注意すべきことについてみながら若干不注意であつたというふうなこともいわれるかと思ひますが、近來とみに私ども、全体の国民の保健衛生あるいはまた国土の緑の保護というふうなところに静かに反省いたしてまいりましたときに、いわゆる公害の問題についてみんながひとしく注意するようになつてまいりました傾向はきわめていいことであると思ふのであります。そういうふうなことでございまして、私どもとしては当然気がつくべき

ことであつたのに気がつかなかつたというふうなこともあり、また農薬の性質等につきましても若干注意を怠つておつたようなこともあるかと存じますが、このたびそういう見地に立ちまして、私どもは政府全体としてそれぞれの持ち場に立ってまいりまして、公害対策本部というふうなものを設置したり、直剣に取り組んでまいり、こういうことに相なつたわけでありまして。

○斎藤実委員 私は、この農薬にかかわる公害問題につきましては、やはり政府が本気になつて取り組むという姿勢がきわめて何よりも優先しなければならぬ、これがこの問題を解決する一番重要な問題だろつというふうに考えるわけですが、この農薬問題につきましては、科学技術の進歩、あるいは病虫害の免疫性等を考えますと、やはり広範な対策というものが必要である。現在は厚生省、農林省が関係しておるわけですが、やはりばらばら行政ではいかぬ。したがつて政府は今後農薬あるいは食品衛生行政という一面、こういった面を考慮して、総合的な体制を確立すること、これが最も必要ではないか。ですから先ほど来各委員から指摘がありましたように、このきわめて重要な農薬問題につきましては、農産物の安全確保、こういった点、あるいは農薬による環境汚染をあらゆる角度から総点検をして万全な対策を進める機構というものはここで何らかの形で樹立をされるのが最も望ましい、私はこのように考えるわけでありまして、大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 農薬は、先ほど来のお話にもございまして、農業生産にとつて欠くことのできないものとなつておりますが、その反面、その使用の増大に伴ひまして、農薬散布中の事故の発生または農作物等への農薬の残留等の問題が生じてまいつたわけでありまして、そういう面について行政的にいろいろいままでそれ相当に対策を講じてまいつておるわけでありまして、今回いま申

し上げましたような見地に立つて従来の農薬取締法の一部を改正いたしまして、農薬の登録に際しましての検査を強化し、その危険性が明らかにになりました農薬の登録の取り消し及び販売の禁止、あるいは残留性等の強い特定の農薬の使用規制等の制度を設けますとともに、低毒性農薬を開発することの技術の普及、そしてその安全かつ適正な使用を確立いたしました農産物の安定と国民の健康の保護、それから生活環境の保全等に全力をあげてまいりたい、このように考えているわけでありまして。

○斎藤実委員 法案の内容に移りたいと思ひますけれども、今度の改正で目的の規定が新設されることになりました。目的の中に、「この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、」というふうなことがあります。「農薬の品質の適正化とその安全」その次が「かつ適正な使用の確保を図り、」というふうなうたわれておるわけですが、この「適正な使用の確保」をこの農薬取締法の目的に加えたという意味は、この「適正な使用の確保」をこの法案とどういうふうに関連づけるのか、この点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 第一条の目的に「適正な使用の確保」ということばを入れましたものに就きまして、今度の改正案におきましても適用病害虫の範囲、それからその使用方法というものが農薬を使うときに一番大事であります、それににつきまして新しい登録に持たてまいります場合には、従来の薬効、薬害のほかに、毒性残留性についても試験成績書を持つてこさせるということをやまず前提に置きまして、その上で使用の方によつては安全だ、しかしむやみに使わせるとこれはいろいろ問題を起すというような農薬につきましては、この条文にもございまして指定農薬制度というものゝを設けることにして、指定農薬制度におきましては、農林大臣が基準をきめましてそれを順守

していただくというを入れたわけでありま
す。それからもう一つは、指定農業制度で嚴重に
やるほどの必要もない農業につきましても、なる
べく多くのものにつままして安全な使用をさせる
という意味で、農林省といいたしましては安全使用
基準というものをつくりたい。そうして農林大臣
がそれを公表して、それを各末端を通じて農
家に徹底するようにしたいというところで、そ
ういう条文も新たに設けたわけでございます。そ
ういうことがこの適正な使用ということだと思っ
ております。

○斎藤(美)委員 確かに今度の法案の改正の中
には登録制度の強化、あるいは保留条件の拡大、さ
らにまた残留性農薬の規制を進めるとかその安全
基準をきめる、確かにありますけれども、私が申
し上げたことは、一口で言つてこの農薬の規制
を強化することだけで――実際にこれは農家が使
うわけですから、そういう直接農家が使う、その場
合の具体的な防除実施についての規制がないわけ
です。先ほどもお話がありましたけれども、私は
何らかの形で具体的な実施体制というものをこの
中に織り込むべきではないかと考えるのですが、
いかがですか。

○中野政府委員 お話のとおりでございます、
基準が幾らしっかりしておりますけれども、末端の農
家の使い方の指導が足りませんとこれは意味をな
しません。そこで、午前中にも種々御議論がござ
いましたように、われわれといいたしましては、過
去におきましても共同防除の促進のための予算措
置等を講じてまいりましたけれども、今後とも現
在県にあります病害虫防除所、これは百八十カ所
ございます。これを中心にいたしまして末端の病
害虫防除員それから農業改良普及員、そういうも
のを動員をいたして、先ほど申し上げました安全
使用基準をできるだけ守らせる指導をいたしたい
と考えておるわけでございます。

○斎藤(美)委員 なぜ私が、実際に農薬を使う場
合の具体的な規制というものが必要であるかとい
うと、やはりいろいろな面で被害が出ているわけ

です。これは私が調べたのですけれども、最近
の農業により中毒がますますふえる傾向にあるわ
けですね。日本農村医学会で発表されたデータによ
りますと、農薬の被害を受けているのが三百二十
三名のデータでこれは調べたわけですが、それ
で農薬の被害が一番多いのは、散布中の被害が一
番多いわけですね。これが八十五人。トップを占
めているわけですね。それから誤用、間違つて用
いた、こういったものも相当あるわけですね。で
すから、臨牀例の中では湿しんあるいは皮膚炎が非
常に多い。こういったことが明らかにされてお
ります。この発表を見ましても、農薬の使用の際の
本人の不注意、こういった事故が非常に多いわけ
です。この調査結果から見ても、農薬というのは
両刃の剣である。農薬というものに対しては、細
心の注意とその管理体制が何よりもここでは必要
であるという具体的な実証がされておるわけだ
ね。ですから、法律でこういうふうにするべきだ
といつても、そういう防除体制というものがは
かり確立されていなければ何にもならぬと思うので
すが、この点どうでしょうか。

○中野政府委員 お話のとおりでございます、
先般差し上げた参考資料によりまして、農
薬による中毒事件といいたしましては、散布中の中
毒というのとそれからあとと自殺、他殺が多いわ
けでございます。特にいま御指摘の散布中の事故
につきましましては、御指摘のとおりであります
ので、やはり末端での防除体制の確立ということが
必要だと、私たちも痛感しております。

○斎藤(美)委員 この防除員の件でちよつとお尋
ねいたしますけれども、この植物防疫法につきま
しては、第三十三条で規定をされております。そ
の中に、「都道府県は、防除のため必要がある
と認めるときは、発生予防事業その他防除に關する
事務に従事させる」というふうになっております
ね。ですから私は、これだけ残留性、毒性の問題
あるいは農作物に対する被害、人畜に対する被害
というものが非常に多くなつてきておる、こうい

うことで、やはり防除体制というものをこの際
はつきり確立する意味におきまして、この防除の
ため必要と認めるというのではなくて、やはり監
視体制なり、具体的にこの防除体制を実際に問題
がなく、安全かつ適切な実施ができるように、こ
の辺も少し検討する余地があるのではないかと、こ
ういうふうにご考へるのですが、いかがでしょう。

○中野政府委員 御指摘のように、植物防疫法の
三十三条には、「都道府県は、防除のため必要が
あると認めるときは」というふうに書いてあり
まして、形式的に読みますと、必要がなければ置
かないということ、置いたり置かなかったりす
るふうに読めるわけでございますが、これは昭和
二十六年の改正のときに入った条文でございま
し、そのときにはなぜこういう入れ方をしたかとい
うことについては、私もつまびらかにいたしませ
んが、実態をいたしましては、午前中も申し上げ
ましたように百八十カ所の病害虫防除所というの
を各県が必ず置いております。それにつきまして
人は三人、予算としては発生予防の予算として補
助をいたしておるわけです。その末端に一万八千人
の防除員を置いておるということ、多少形式的な
法律の読み方とは違ひますけれども、実態は全国
必ず置くようにいたしておるわけでございます。

○斎藤(美)委員 先ほど午前中の質疑で防除員が
一万八千人ということになっております。そうし
ますと、一町村にはほんの二、三人じゃないかと思
うのですけれども、予算も年間十五分だとい
うことになりまして、実際に活動することにつ
いてはやはりそういった面で制限されるのではない
かと思うのです。はたしてこういった現状の体制
で的確な安全な防除に対する指導ができるかどう
かはなほ私は疑問に思ふのですが、いかがで
しょうか。

○中野政府委員 御指摘のとおりだと思います。
防除員だけが責任を持つてやるということは、こ
れだけ全国各地のいろいろな農業をやつておりま
すものの指導はできません。そこで、農林省とい
たしまして、先ほども共同防除の話を少し申し

上げましたが、防除訓練をつくらせる指導をして、
結局末端では防除員を中心に農協、共済組合ある
いは改良普及員も手伝いをしてながら、全体とし
てのそういう指導体制を確立する必要があるとい
うふうにご考へております。

○斎藤(美)委員 では次に移ります。
その前にいまの防除員の人員ですね。来年度は
どういった人数になりますか。ふやすのか、それ
から予算的にどういった措置をされようとしてお
るのか、数字を示していただきたいと思ひます。

○中野政府委員 来年度の予算でございましての
ものでございまして、たとえば先ほど申し上げま
した病害虫防除所のいろいろな運営費をいたしま
しては、これは二千三百六十万円でございます
が、これを約三倍近くに持っていくたいといふこ
とを考へておりますし、それから防除所の機動力
の増強ということ、やはりこれも倍増いたした
い。それから病害虫防除員の活動費もこれは六
千六百万円程度でございまして、それを九千百万
円ぐらゐまで持つていきたいというところとし
まして、ただいま大蔵省と折衝をしておるた
ちでございます。それからなお午前中も申し上げ
ましたが、やはり農薬の使用に伴う安全管理の必要
がありますので、使いましたあとの容器等の焼却
その他をまとめてやらせるための施設の補助、機
動力の増強ということも別途考へまして予算要求
をいたしておるわけでございます。

○斎藤(美)委員 登録制度の改善についてであり
ますけれども、農薬の登録の申請に際しては現行
の薬効及び薬害に関する試験成績書に加えて、毒
性及び残留性に関する試験成績書を提出しなけ
ばならないこととするというふうに今度はなるわ
けです。この中に、相乗効果による急性毒性の増
大ということで、この相乗効果についての試験成
績書を加えるのか加えないのか、この点いかがで
すか。

○中野政府委員 毒性の問題につきましては、農
林省独自で判断するのは非常に問題がありますの

で、そういう二種類の毒性がある場合の重ね合った場合ではないかと思われませんが、すべて厚生省に試験成績書を送付いたしまして、向こうの御見解を聞いた上で登録をするということになるわけでございますが、その場合でも、毒の強いものは特定毒物あるいは毒物、劇物という指定を受けた上で、農林省としては農薬の登録をするということと現在やっておりますし、今後ともそういうふうに緊密に厚生省と連絡をとりたいというふうに思っております。

○斎藤(実)委員 厚生省の方来ていますか。これについて伺いたい。

○小島説明員 農薬の登録に際しましては、現在でも私どもは、農林省が新しい農薬を登録する際に毒性の問題の御相談を受けまして、御意見を申し述べさせていただきますところでございまして、今度農薬取締法が改正になりますと、法文で明記をいたしまして、そういった資料を登録に際して提出をさせていただきます。その際に御協議になることと存じております。その際に毒性の資料といしましては、急性毒性以外に当然に慢性の毒性というものが検討されなければならぬわけでございまして、慢性の毒性につきましては国連の世界保健機構で定めました一定の方式がございまして、動物試験を行ないまして、その結果に安全率をかけまして、そして許容量と申しますか、われわれが一日にとつてよい量といふものをきめるわけでございまして、そのときのきめ方は、動物に一生与えましても問題がない量をさらに安全率で、非常に大きな数字で割りまして、それを人間が一生の間とつて続けても差しつかえない量というふうに計算をするわけでございまして、その際の安全率はそういった相乗等の問題も考慮に入れた上ということになってございまして、私どもとしてはその安全率の範囲で相乗毒性の問題は心配ないというふうに考えておりますし、またそれが世界的に共通の考え方となっております。

しかしながら問題は、相乗毒性というものは、AがBがというような毒性を組み合わせたもので、ときに、それが三たり五なりというふうに、一プラス二でござい、もっと大きくなる可能性があるというところでございますので、実はこの点につきましては農薬だけでなく食品添加物等についてもこういう問題がございまして、私どもとしては今年度から研究費をいたしまして、相乗毒性に関する研究班をこしらえまして、現在千葉大学の学長を班長といたしましてこの問題を検討しております。いままでに得られました検討の結果では、食品添加物等の場合には、一プラス一が五なり六なりという例はほとんどというか全く発見されておられません、むしろ一プラス一が一・二なり一・三というふうに少なく出る場合のほうが多いというところがございます。しかしながらまだ実験資料等もそう多くはございせんので、私どもとしてはこういった相乗毒性に關しましては、もつとつきりしたルールというものを発見してまいりたい。そして現在の使つております安全率の中にもつとそういうものを織り込んでいく、またさらに一つ一つの農薬の登録の際には、慢性毒性以外にたとえ人間のからだの中に入つてどういふ変化をするかというふうな代謝等の試験も織り込みまして、心配のないようにしてまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○斎藤(実)委員 私は、特にメーカーのこの試験成績書並びに慢性毒性の成績書については、国民生活に重大な影響のある問題ですので、十分慎重にこの問題を研究をされ、処置をされるということとをひとつお願いしておきます。

次に、農薬の残留毒性の分析技術体制について伺いたいと思つております。特に人体に重大な影響のある問題でありますので、具体的に分析体制をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 残留農薬の問題が出てまいりました昭和四十三年以降、農林省といたしましては、もうすでに行政指導をいたしまして、試験成績書をつけてい、つけてこなければ実際問題として登録をさせないということにいたしておりますが、そのやり方といたしまして、慢性毒性といはしましては二カ所以上の機関、そのうちの一つは公的機関でなければいけないということで、二種類以上の動物を用いた連続三カ月以上の、これは亜急性経口投与試験というのですが、これによりましていろいろの試験をさせた結果を持つてございまして、それから土壌の残留、土壌といひましようか、今度は農作物への残留の問題につきましては、やはり通常の使用方法によりまして農薬をまく回数、それからまく時期、まいてから収穫までのいろいろな段階に分けていろいろな試験をさせまして、そして収穫物の中にどういふふうに残つてくるかということをお調べした上で出させるということにいたしておりますし、土壌への残留につきましても、やはりその農薬が通常使われる状態、いわば水田とか畑とかということになるかと思ひますが、その水田や畑の中での土壌中での分解、消失していく速度に關する試験あるいは土壌中の農薬の分解速度がおそい農薬につきましては土壌中の農薬の農作物による吸収に關する試験、どういふふうな農作物に吸われていくかという試験を行なつた上で判定をしたいと思いますというふうにとり進めたいと考えております。

○斎藤(実)委員 全国各県に農業試験場がございまして、ここに残留分析の機械を設置をしたというふうな何つておるわけですが、この配置状況と、今度はこれに対応する技術員、研究員といひますか、これがどうなつておりますか。具体的にどういふ活動をされておるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○中野政府委員 分析の器具、機械は、昨年とことしにかけまして全県に全部補助をいたしまして設置をしたわけでございまして、そこで各県での体制は、試験場に大体一、二名ずつ責任者を置きまして、その責任者に対する講習会等も農林省で実施をいたしまして、一応態勢を整えておるところでございまして。

一週間や十日の講習会では実際にその機能を發揮できない。ですから、この研究員、職員を本氣になつて養成しなければ問題じゃないかと私は思ふのです。なるほど県といつても非常に広大でありますし、一台の機械だけで足りると思つておりませんけれども、こういったことを含めてやはり技術者と機械については十分配慮措置が必要だと思ふのですが、この点どうですか。

○中野政府委員 全く御指摘のとおりで、残留問題に対応する体制といたしましては不十分だと思ひます。われわれといたしましては逐次予算を獲得しながら増強をしていくべきだと考えております。

○斎藤(実)委員 国立の農業に關する研究機関として西ヶ原に農業技術研究所、それから小平市には農薬の検査所、二つあります。この二つはどういった農薬の研究をされておるのか、説明していただきたいと思ひます。

○川井説明員 農林省の農業技術研究所におきましては、農薬を利用していく場合に基礎的に明らかにしなければならぬ物理性あるいは化学性といふものをいろいろ検討しておりますし、また相当精度の高い分析方法、これを確立いたしました。これを使つて全国の研究機関が分析できるようにということと、そういう非常に精度の高い分析方法をここで確立いたしております。そのほかいろいろ基礎的な研究を実施いたしております。

これに對しまして農薬検査所におきましては、農薬の登録申請が出てくる場合に、そういう農薬が農薬取締法の観点からは適正な品質、規格を持っているかどうかという結論をいろいろ検討されるというふうな研究を中心に行なつておるというふうな何つております。

○斎藤(実)委員 いま御答弁がありました農薬検査所、これは登録されたものを検査をするというふうないま答弁がありましたけれども、年間に千数百種類の農薬が出てくるわけですが、この農薬検査所で登録申請されたものを一休検査できるのですか。この点どうですか。

○中野政府委員 農薬検査所は、御指摘のように現在では四十七名で構成されておりまして、登録申請がありまして場合の検査と、それからもうすでに流通しております農薬の検査等もやっております。御指摘のようになかなか人員が十分でございませぬけれども、いまお話しのように、年間千件くらいは審査がございまして、この大部分は前に登録してありますものの三年ごとの更新登録でございまして、全く新しい薬というのは年に大体二十くらいでございまして、それでもあるいはいまの能力で足りないのかもわかりませんが、そのために先ほどちよつとお触れになりました残留農薬の研究等も、新しく農林省も助成をいたしまして、そこでの事前の試験といひましようか、そういうものをやりながら低毒性農薬の開発ということもあわせて進めるという体制をとっておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 残留農薬の研究については後ほどまたお尋ねをしたいと思います。

一つお伺いいたしますけれども、メーカーが開発をした新農薬の効果あるいは害害についての問題点、こういう試験システムというのはいくつかの仕組になつてゐるのか。メーカーが直接国立機関に委託をするのか、あるいは各県の農業試験場に依頼をするのか、あるいは大学への分析の依頼をするのか、こういった経路について現在どういふふうになつておるか伺いたいと思ひます。

○中野政府委員 メーカーが新農薬をつくり出す場合、まず二年ないし三年くらいは自分でいろいろ研究をいたしまして、試験もしてみなければいけません。そこでこれで大体いいなと思つたときに、現在のやり方といたしましては、殺虫剤と殺菌剤につきましては社団法人の日本植物防疫協会という公的機関への試験研究の依頼をいたしまして、それから除草剤や植物生長調整剤につきましては、日本植物調節剤研究協会、これは公的法人でございますが、ここで試験研究のあつせん依頼をいたします。それぞれ、おのの学者が集まり

ました専門の試験委員会を持つておりまして、そこで審査をしまして、そこでこの農薬はこの県の試験場に頼もうではないか、あるいはこれは大学に頼もうではないかという割り当てと申しましようか、あつせんを申しましようか、そういうことをやります。その場合には大体一カ所ということではございませぬで、三カ所以上の公的機関で二年くらいまた試験をやります。その結果を持ちまして農薬検査所に最終的に成績書として持つてくる。それを農薬検査所では、チェックをする必要があれば追試験をする、こういうふうなことで現在進めておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 この日本植物防疫協会、ここでメーカーからの委託試験を受けて、そして各研究機関に依頼をするという答弁でございしますが、私は、こういった試験といふものが中間的な存在として、あるいは先ほど申しましたようにどこでどういったものをするかということについてのチェックをする、それはメリットはあるかもしれないけれども、やはり国の機関として強力なこういう試験機関が必要ではないか。この間大学の試験室へ行つてみましたけれども、大学の研究室ではもう困つてゐるわけですよ。六大学へ行つてまいりましたけれども、大学の本来の研究がでないというわけですよ。ほんとうに困つたものだ。ですから権威のある、国費を投じて、専門的なそういう農薬に関する研究機関をつくつてもらいたい。そして大学としてもこの手数料は入るかもしれないけれども、人員をふやすということについてはいま非常に問題がある。それよりも何よりも、技術者が本来の研究がでないといふところにいるわけですね。ですから、こういったことは私は問題ではないかと思ふのです。先ほど局長から答弁がありましたように、やはり農薬検査所には限度がある。それで今度財団法人の農薬研究所もできるようなればそつちへやるというお話もありましたけれども、やはり国立の専門的な研究機関を得来つくるべきでないかというふうにわれわれは考へるのですが、どうでしょう。

○中野政府委員 たびたび申し上げておりますように、確かにいまの検査体制は不十分だと思ひます。しかし、そうかといひまして、メーカーの開発するものを全部、国だけでその試験研究をやらなければだめだということになりますと、毎年量的にもかなり多いものからいいますと、毎年一ぺんに国が責任を負つて全部検査をして、その結果登録するところまでなかなか持つていきにくい。そこで先ほど申し上げましたように、メーカーの試験、それから公的機関の試験、そして最終的に農林省の試験というふうなことをおるわけでございますが、御指摘のように、できるだけそれは国のほうでやるべきだということばかりです。ただいま申しましたように残留農薬研究所というものをつくりまして、そこでも残留性の問題について試験をやるといふことにいたしておるわけでございます。なお、今後ともその辺の充実にはつとめるべきだと考へております。

○斎藤(実)委員 この日本植物防疫協会は手数料としてはメーカーから二五%を取つてゐるわけですね。普通手数料といひますと大体一〇%が常識なんです。民間業者の負担を軽減するということもありますけれども、開発研究の効果を十分にあらしめるためには、やはりこの日本植物防疫協会の運営についても、何らかそこに指導すべき点が多々あるのではないかと思ふのですが、どうでしょう。

○中野政府委員 あるいは御指摘のようなことにつきましては、私まだ不勉強でございしますので、もしそういうような点がありましたら、これは公益法人でございしますので農林大臣の監督に属しておるわけでございますから、十分指導していきたいと思ひます。

○斎藤(実)委員 今度できます財団法人残留農薬研究所、これは寄付行為を見ますと、やはり日本植物防疫協会と同じように委託をするというふうになつておりますが、これは各大学とかほかの機関に研究を頼むのか、その研究所自体が研究をするのか。先ほど私が申し上げましたように、この日本植物防疫協会のようにトンネルみたいなやつになるのか、その防疫研究所で独自でその残留農薬の研究をするのか、この点をひとつはつきり御答弁をいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 この研究所につきましては、国のほうでとし一億、それからメーカーと農薬団体から寄付をいただいて、それから来年も相当な予算を投じて、約七億五千万くらいの規模の施設をつくりたいと考へております。

そこで、これはこの研究所自体がむしろメーカーなり何なりの委託を受ける場合あるいはみずから研究する場合を含めまして、自分で研究をするわけでございます。ここで中継ぎをしてまたトンネルを通してやるということとは考へておりません、またそうあるべきではないと考へております。

○斎藤(実)委員 これは財団法人という公益法人ですね。出資を募るわけですが、この出資内容はどこいったところが中心になつてやつておりますか。

○中野政府委員 まだ来年度の予算が確定をしておりませんので確定的には申し上げられませんが、農林省といたしましては、この研究所に来年はもう一億五千万追加したいといふことではございまして、国はこしのとあわせまして約二億五千万になるわけです。もつとも、これはまだ予算要求でございしますので、これからの折衝でございまして、それからあと残る約五億ほど、これを農薬団体とそれからメーカーとから寄付をいただく、そういうことで三者で基礎的な施設をつくるということにいたしてあります。

○斎藤(実)委員 農薬メーカーからも出資を依頼するといふ話でありますけれども、やはり農薬に関する限り、人体に大きな影響がある農薬を研究する機関に対してメーカーから金を出させるといふのは、はたして適正な運営ができるかどうかと私はちよつと疑問に思ふのですが、どう考へてみても、この点どうですか。

○中野政府委員 そういふお考えもあるかと思ひますけれども、この残留農薬研究所での研究は、開発する農薬は、これはメーカーがつくり出すものでございます。メーカーのつくってくるものを全部国で試験するというのも一つの考えでございますけれども、やはりある程度の受益者負担という事はあつてしかるべきではないかというふうにも思ふわけでございます。これは手数料であるか何であるかは別にいたしまして、この三者から金を持ち寄るということにいたしましたわけでございますが、この運営につきましては、現在理事が二十一名おりますが、そのうちで学識経験者が三名、それから厚生省、農林省の専門の人が九人、関係団体から六名、メーカーからは農薬工業会として三名ということにいたしました。二十一人のうち直接メーカーからは三名というところで非常にしぼつておりますし、運営が公正になるというふうには考えておりませんし、また今後の運営にいたしましては、公正が確保されるように指導いたしたいと考えております。

○斎藤(実)委員 再度お尋ねをいたしますけれども、この残留農薬研究所についてはまあわかりました。ただ、私は、この農薬取締法の目的の趣旨からいまして、「国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする」というふうなうたわれておりますので、国で出資をするこの財団法人の残留農薬研究所は、私はこれがまだできておりませんから何とも言えませんけれども、やはり国の直轄の、外郭団体でもけっこうでございますけれども、国の責任で将来はそういった国民の健康の保護に資するために、「国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする」というこの目的の上からいって、やはり国でこういった研究機関というものを設けるべきではないかというふうに考えるわけですが、再度、これは大臣からひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 残留農薬研究所は、いまお話し

のように寄付行為等で財団法人ができていますわけでございますが、私はメーカーもやはり、人体をそこなうようなこと、それからまた将来責任を持たなければならぬようなものをつくり出すということについては、非常に警戒的であるだろうと思ふのであります。こういうところにはやはり、いま局長が申しましたように本年一億、来年また一億五千万の補助をいたしまして私のほうでもこれに協力をしておるわけでありまして、私は残留農薬研究所というものについてはそういうことについては心配をしておりませんが、いまお話しがございまして、その運営等もまたわれわれの期待し得るようには、いろいろ勉強をしてみたいかどうかということについては十分注意をし、監督もしていき、そして所期の目的を達成されるように指導いたしたい、こう思つておるわけであり

○斎藤(実)委員 登録の保管要件の拡大ということにつきましても、この「農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」とこのときは許可しませんがという条文でありますけれども、私はたとえばプラスチック、これは御承知のようにイモチ病の殺菌剤でございますけれども、これを稲に散布をした。ところがそのあと成分が稲わらに残るわけですね。このわらを堆肥として使つた場合、豆やキュウリ、こういった農作物に被害が発生した例が過去には数件あるわけですね。今後このような事例が発生するのではないかとこのように考えるわけですが、こういった二次障害の例が起きた場合には、この登録保管要件の拡大の範囲の中に入るのかどうか、お伺いしたい。

○中野政府委員 ただいまの問題は、今度の改正法の第三条の四、五、六というところに書いてございまして、たとえばBHCのような場合はこの第四号でございまして、農作物等につきましても、残留性の程度から見ても、「その使用に係る農作物等の汚染が生じ」ですから、これは稲わらの汚

染が生じまして「かつ、その汚染に係る農作物等の利用が」、その稲わらの利用が「原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」というふうになつておりますので、まさにBHCの場合等はこれに当たる。それから、キュウリ等の問題につきましてもその五にございまして、「当該農薬が有する土壌に於ける残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて」といいますから、土壌が汚染されてからそのあとにキュウリを植へたら、そのキュウリに残留許容量をこえるようなものが出てきて、それが原因となりまして「人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」、これについてはやはり登録は保留ということにいたしております。

○斎藤(実)委員 次に、厚生省が残留農薬の許容量を設定するわけですね。それによつて農林省が安全使用基準を設定する、こうなつておりますが、厚生省が残留農薬の許容量をきめて農林省が安全使用基準をきめて、こういうものについてはこれも同じように指定農薬として指定すべきではないかというように考えるのですが、この点はどうでしょうか。

○中野政府委員 ただいまお話しのように、残留許容量を厚生省がおきめになりましたものにつきましても、農林省はそれに対応しまして全部安全使用基準をつくつております。それは行政指導で農林省はやつておるわけでございますが、今度の法改正によりまして、その中でも特に問題がありましますものにつきましては、土壌残留性、作物残留性、水質汚濁性というのにつきましても指定農薬をつくりまします。つくられました指定農薬につきましても、この法律の改正案にもございまして、農林大臣が使用の基準を定めます。そしてその基準を順守させる。順守しないものについては罰則がかかるというふうにしておるわけでございますが、そうかといひましていま許容量をきめておられますすべての農薬について、全部あらゆる場合にそういう指定農薬にしなければならな

いかという必ずしもそうではなくて、今度普通の安全使用基準を農林大臣が公表いたしました。その守り方の指導をすれば足りるというものもあるわけでございます。したがつて、法改正後は、指定農薬によつて強く使用の規制をするものと、安全使用基準によつて規制を指導するものと二つになるというふうなわれわれ考えております。

○斎藤(実)委員 残留農薬の許容量をきめて、しかも安全使用基準をきめて、それを指導して徹底させるというお話でございますけれども、実際に使うのは農家が使うわけですね。その場合、農家が個人個人かつてに使う。そういうことで実際にその指導どおりいかどうかということとは私は非常に疑問だ。先ほどもちよつと申し上げましたように、農薬による中毒あるいはそういうものについてのデータということも申し上げましたけれども、やはりそういう指導だけで適確に安全使用基準どおり守られるかどうかというところは問題がある。私は思ふのです。ここに指導体制というものが何らかの形で必要ではないか。ですから、都道府県それから市町村それから農業者団体があるではないけれども、実際その下には農業者があるわけですね。過去に農林省も非常に数多くの通達を出しておりますけれども、なかなかこれが徹底しないでしょう。ですからそういう点からいって、専門的な知識を持った人の指導体制というものが必要ではないかというふうに考えるわけですが、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○中野政府委員 お話しのとおりでございます。また私もそういう必要性があるということをしれば申し上げておるわけでございます。農家の取り締まり制度がきちつといたしまして、農家にまで届きませんとこれは問題でございます。それから防除組織それから防除員の資質の向上、それから安全な使用をさせるためのあらゆる広報手段というものは一そう活用いたしまして、農家が安心して使える、それからまたそれぞれの規制を守りながら使つてもらうということを徹底させる

必要は今後とも一そうあると思ひますので、また
そういう努力をいたしたいと思ひます。
○斎藤委員 時間がまいりましたので、後は
どまた質問したいと思ひます。以上で終わります。

○三ツ林委員長代理 合沢栄君

○合沢委員 たいだいま提案されております農業取
締法の一部を改正する法律案について質問いたし
ますが、近年農業の使用量が非常に増加をいたし
まして、また新しい農業等が輸出しまして、わが国
の農業の発展には大きく貢献してまいりましたわけ
でございますが、一方また、いろいろな農業の事故
が続出しておるといふことでございまして、生産
者にもちろんでございまして、一般の消費国民に
も非常な不安を与えておるといふことでござい
まして、一日も早くこのような事態に対処して農
業取締法の改正等が行なわれると同時に、この農
業の共同防除体制といふか、こういったものが確
立されるということではなれないと思ひます。
でございまして、今日になつてやつとこのように
改正案が出されるということではむしろおそきに失
してゐる感があると思ひますのでございまして。

なお、今回提案されましたこの法案を見てまい
りますと、主としてその内容は登録制度の改正と
それから指定農薬制度による使用の規制、それか
ら農薬安全使用基準の告示等による指導というこ
の三つの柱から改正案ができてゐるというように
考えられるわけでございます。こういった改正案
を通じて農作物の農薬残留等を防止して、さら
に土壌とかあるいは水質等の汚染を防止しようとい
うことでございまして、単なる法律のこのよう
な改正だけではその効果をあげるものでないこと
は当然でございまして、最も大事な問題は、そう
いった法の運用といふか、積極的な共同防除体制
等の体制の強化といふか、こういったものが最も
重要じゃないかと思ひますのでございまして。

ところで、特にそのためには陣容と人とそれか
ら予算が伴ふと思ひますが、今回四
十六年度の予算で関係の予算を要求してゐるのを

見てみますと、確かに四十五年度から見ると相当
大幅な予算要求はしておるようでございますが、
しかしそれでもなお試験研究、調査費等を含め、
さらに防除体制等も含めまして約七億かそこらで
ありまして、このような大きな農業公害が問題に
なつておるときに、わずか予算の七億やそこらで
ははたして法律の効果を期待できるかどうか非常
に疑わしいわけでございます。この辺のことにつ
きましてまず大臣の御所見を承りたいと思ひわ
けでございます。

○倉石国務大臣 私どもこの法改正につきまして
いまお話のございましたように、いろいろな角度
から農業の害を除去することにとつとめるわけであ
りますが、私どもはこれがすでに万全だとは思
っておりません。先ほどもお話がありましたよう
に、まだあとからあといろいろなものが出てき
てまいるのであります。したがつてそういうこ
との研究も必要であります。それに対処すること
も必要になつてくるかも知れませんが、とりあ
えず、さつきもお教えになりましたような項目で
農業の人体及び農作物に対する被害等についてで
きるだけこれを防止しようとするわけでありま
すので、いま私どもが予算要求をいたしてゐるも
の、これもすべて満点であると思つておりませ
んが、逐次私どもの所期いたしております効果を
あげ得るやうに最善の努力をしてまいる、こうい
うふうに考えておるわけでありまして。

○合沢委員 わずか七億程度の予算要求で、それ
が全部認められるとは限らないといふことでござ
いまして、私はわずかこの程度の予算では効果は
期待できないだらうと思ひます。特に農業の使用とい
うのが、これは非常に多くの不特定多数の農家の
方が使うわけでございますので、この指導が第一
だと思ひます。午前中來の質問にも出ておりますが、
防除体制の確立がまず第一じゃないか。そのため
には相当なやはり予算と同時にこの指導のための
国の体制といふか、そういったものも必要じゃな
いかと思ひますが、見てみますと来年度要求し
てゐる予算の中でも人間のほう、農林省のほうの

人員の関係は研究等を含めてわずか九名の増員し
かないわけなんです。從來でも十分であつたの
でこつと大々農業の事故が起つてゐると
思ひます。一そうこれを徹底していくための法律を改
正する以上は、やはり農林省のその方面の陣容の
増加とあわして、予算がもつとつけられなければ
ならぬと思ひます。私はそのように考えるわけでござ
いまして、大臣は少ない予算でもつて効果的に
やつていきたいといふことでございまして、やは
り何とかしてそういう陣容の確保とそれから予
算の増加を見るためには、この法律の使用等につ
いての面におけるところの法律の改正が必要じゃ
ないか。特に植物防疫法等の改正ですが、先ほども
お話が出ておりましたが、植物防疫法の三十三条にござ
います「都道府県は、防除のため必要があると認
めるときは」といふやうなことで、實際にはこれ
は常時置いてゐるやうですが、「必要があると認
めるときは、発生予防事業その他防除に関する事
務に従事させるため、条例で定める区域ごとに、
非常勤の病害虫防除員を置く。」といったやう
なことではなまぬいではないか。こつと一
た法律ではやはり防除予算といふか、関係の予算
もとりこつとないやうな思ひます。特に現
在ある百八十の各防除所でございますが、これ等
も決して充実した仕事をやつてゐると思ひますが、
いわけなんです。そういったことから植物防疫法
の三十三条等は当然今回並行して改正されるべき
じゃないかといふやうに考えるわけでございます
が、この点についてひとつお考えを聞き
たいと思ひますのでございまして。

○倉石国務大臣 植物防疫法につきましてはいまお話
しのやうに、私どもこの公害の問題がますます前に、
植物防疫法の人員のことにつきましては、輸入品を
取り扱つたりしてゐる方面から、だんだんと輸入
品が多くなり、人員が不足してゐるといふ訴え
を、もうしばらく聞いておるわけでありまして。そ
ういふやうなことにまつても、需要に応じよう
に積極的に対処したいと思つておるわけであ
りますが、それに加えて今度農業取締法に

ついていろいろ指導をしなければなりません。し
かし先ほどの質疑応答の中でも政府委員からお
答へいたしておりますやうに、地方の防除員等に
対する政府側の補助等、また指導等を強化するこ
とはもう申し上げたとおりであります。なお今
度こつと新しい改正法を実施いたしてまいるた
めにはもう少し検討して、ひとつ積極的研究を
いたしてみたいと思つております。

○合沢委員 それでは次に法律の内容についてお
尋ねいたします。まずこの登録ですが、登録の申
請にあつては、從來は先ほどの話のやうに各
公立の試験場の成績書、そういったやうなものが
添付されておつたといふことでございまして、今
回毒性とかあるいは残留性の試験が成績書に添付
されるということになるわけでございますが、そ
ういった毒性あるいは残留性の試験は今後は一体
どこで、そしてまたどのような内容でもつて行な
うのか、この点についてお聞きしたいと思ひま
す。

○中野政府委員 先ほどの斎藤先生のときにも若
干触れて申し上げたわけでございますが、毒性に
つきましては、劇物あるいは毒物に相当するかと
うかを判断するために急性の急性毒性試験、それ
から魚類に対する毒性につきましては魚類に対す
る試験をやるわけでございますが、人体に影響す
る問題につきましては、先ほど厚生省のほうから
も御答弁がありましたやうに、厚生省のほうに成
績書を送付いたしまして向こうでの御検討をいた
だくといふことにはいたしております。

それから残留性の問題につきましては、これも
慢性毒性については厚生省のほうにいろいろ願
いをするわけでございますが、そのやり方は先ほ
どもちつと申し上げましたが、二カ所以上の機
関、このうち一つは公的機関と考えておりますが、
これに試験を依頼をいたしまして二種類以上の動
物につきまして連続三カ月以上の亜急性経口投与
試験といふのをやることにいたしてあります。
それから作物についての残留につきましても、
これは先ほども申し上げたとおりでございます

が、通常の使用方法を中心にしたしまして農薬を
何べんまくとか、あるいはいつまくか、それか
ら収穫時期までの間の期間をいろいろ変化をさせ
てみて作物に残留するかどうかという試験をいた
します。

それから土壌につきましてもやはりその葉をま
きましたあと土壌中の分解が、どういふふう
に消えていくかという速度の試験、それからその土
壌に残りましたものが作物に吸われていくのはど
ういふふうになつていくかという試験をやしまし
た上で登録の成績書をつくるということになるわ
けでございます。

○合沢委員 財団法人の残留農薬研究所が現在つ
くられておるようでございますが、この残留農薬
研究所でもこの残留農薬についての試験のデータ
を出すわけですか。

○中野政府委員 ただいままでのところは公的な
機関としましては、県の試験場なりあるいは大学
等に依頼しておりますけれども、それでは足りま
せんので、先ほど申し上げましたように今度研究
所をつくるわけでございます。そうしますと、
メーカーが自分で試験したものをその残留研究所
に公的な機関としての研究所の試験をやつてもら
うように委託をするわけでございます。

○合沢委員 先ほどの斎藤さんの御質問にもござ
いました、この残留農薬研究所の理事の構成を
お聞きしましたが、この設立の出資金というもの
の相当の金額がメーカーからも出しておるわけな
んで、そういったものを公的と認めて大事な農薬残
留の試験をここに委託するということについては
いかようなものか、この辺非常に問題があるの
じやなかろうかというように考えるわけござい
ますが、どうですか。

○中野政府委員 斎藤先生のようにも私申し上げ
たわけでございますが、新しい農薬を開発してそ
れを売り出すのはメーカーでございます。メー
カーが新しい農薬を開発するには数億の金が必要
わけでございますけれども、その金を、全部国で
試験研究までやって、メーカーはただだというの

はこれまたいかかという気がいたします。そこ
で相当な受益者負担が要するということは当然では
ないかと思うのです。しかしそれじゃメーカーの
息のかかった適当な試験をするということになり
ますと、これまた非常に問題がございますので、
先ほど理事の構成等でも申し上げましたように、
試験そのものにはそういうものの容喙はさせない
という面での指導は厳重にやらなければならぬ
と思つております。

○合沢委員 今回の法律の改正に伴つて、登録し
た農薬でも途中で取り消すというふうなこともで
きるわけなんです、それほどに私は今回の法律の改
正の登録の問題は非常にきびしくなつたというよ
うに考えるのです。したがつて、この登録にあたつ
ての試験の成績というものは非常に重要ではない
かと思うのです。そういうときに私は、こうい
つた性格の残留農薬研究所等からの試験のデータ
を求めるということについては問題があらうかと思
うのです。しかし、いづれにしても、今後はこ
ういった問題、非常に大事になつてまいりますの
で、国、県等を通じての試験研究機関の整備充実
ということが最も重要ではなうかと思つたので
す。特に先ほど大臣からも御答弁がございまし
たが、試験研究機関等の整備充実について、ひと
つさらに御配慮願ひたいと思つてございます。

続けて御質問を申し上げますが、次に、第三
に、農林大臣が登録を保留し、または申請書の記
載事項を訂正し、品質の改良等の指示をすること
ができるということになつておるわけございま
すが、この登録の保留の要件ですが、これにつ
いてはどのような機関が、そしてまたどのような検
査なり審査を行なつて判定するのであるか、ま
た、その基準については「農林大臣が定めて告示
する。」ということになつておるようございま
すが、その基準はどのように考えられておるの
か、この点についてお聞きしたいと思います。

○中野政府委員 メーカーが持つてまいります試
験成績書は、先ほども申し上げましたように公的
機関のやつた試験成績を加えて持つてまいりま
す。そのあととは農林省の農薬検査所で最終的に検
査をいたします。そして、必要な場合はそこでも
追加試験をやつた上で登録をするということにな
るわけでございます。

それから、あとのほうのお尋ねの、四号から七
号までの農林大臣の定める基準でございしますが、
四号につきましましては、これは植物の残留性の問題
が強いわけでございますので、食品衛生法により
ます残留許容量を定めるかえないうこと
が判断の基準になるわけでございます。

それから五号の土壌残留性の問題につきましまして
は、あとで、農薬をまきまして土壌に残つた場合
に、そのあとに植えるものに今度は影響がありま
して、あとで植えたものが農薬を吸つてそれがま
た人体に影響するといふようなものがあるもので
すから、あとで作の残留許容量ということが基準に
なるわけでございます。

それから六番目の水産動植物に対する毒性の問
題につきましましては、これは現在の農林大臣の告示
でもきまつておりますが、コイが半分死ぬ量が
○・PPMである、しかも消失日数が一週間と
いふふうに現在きめておりますが、これを踏襲し
たいと考えております。

それから七号につきましましては、水質汚濁防止法
等の関係がございまして、水質に関する環境基準
がつくられております。その環境基準を著しく
オーバーして、それがまた長い間続くといふもの
は、これは農薬の登録を保留するといふ基準にい
たしたいといふことで、詳細は農薬資料審議会の
意見を聞いてききたいと考えております。

○合沢委員 次にお伺ひしますが、先ほど来も質
問があつておりましたが、この登録取り消しです
が、この処分は農薬資料審議会の意見を聞いて取
り消し処分を決定するといふことでございます。

なお、その際、登録の処分取り消しがあつた場合
には業者は異議の申し立てができるというようにな
つておるわけでございますが、この異議の申し
立ては一体どこにするのか、おそらく農林省にす
ると思つたのですが、その際、農林省はその異議の

申し立てについてはどのような判断をどこです
るか、どのような機関でもつて異議申し立ての審
議を行なうのか、これについてお聞きしておきた
いと思ひます。

○中野政府委員 異議の申し立ては農林大臣に対
してなされるはずでございます。これは行政不服
審査法というのがございまして、これは当然農林
大臣が、その申し立てがあつた場合に、容認する
か棄却するかといふことをきめるわけございま
す。

○合沢委員 その際は大臣できめるのですか。そ
れとも別に何か機関を設けて、審議会か何かある
のですか。

○中野政府委員 最終判断は大臣がなさいますわ
けでございますが、そういう異議の申し立ての内
容等につきましましては、専門の方の研究を頼むと
か、いろいろなことはしなければならぬと思つ
ておりますけれども、最終判断は農林大臣の決定
でございます。

○合沢委員 やはりこれは非常に大事なところと思
うのです。私は、登録の際には農薬資料審議会の
意見を求めてやる、取り消すといふことなんで、
また異議のあつた場合も同じような、別の公正な
さういふものを審議する機関がやはり必要じゃ
ないかといふように考えておるわけなんです、
この点は将来御研究願ひたいと思ひます。

それから次に、取り消し処分後の事後措置の問
題なんです、厳格な登録検査等が行なわれて、
そして農薬の登録が行なわれるといふことなんで
すが、その後登録が取り消されたといふような場
合についての行政責任ですが、これについては先
ほど来の御答弁でもおおよそ見当がつくわけござ
います、もう少し明確にしたいと思ひます。

○中野政府委員 午前中田中先生、角屋先生から
の御質問にお答えしたとおりでございますが、も
う一ぺん要約して申し上げますと、登録を取り消
しました場合に、まずメーカーといひましょ
うか、製造業者が登録を取り消されるわけござい

ますが、これの補償といひましようか、どうなるかという問題が一つあるわけでございます。これは午前中も申し上げましたように、登録というものの性格からいたしまして、また危険なものはつくってはならないという社会的なメーカーの義務といたしまして、そういう面から考えましても、メーカーに対して登録を取り消したからといって国の補償は必要はないというふうに考えております。

それから次に、そういう登録が取り消された場合には、今度は第九条で販売業者に対しましてそういう場合の販売の制限なり禁止をいたしております。これもやはり同じような理由でございますし、また、特にその農薬は農林大臣が売つてよろしいというようにごんごん推奨したというふうなものでもございませんで、法的にはやはり販売業者に対して責任がないんじゃないかというふうに、法的にございませうけれどもないと思つております。

それから、そうしますと、取り消された場合に在庫品なりあるいは流通段階なり、農家の手元にあるものを一体どうするかという問題がその次に出てくるわけでございませうが、これにつきまして、午前中もお話がありましたように、それじや国が回収する義務を持つべきではないかという御議論があるかと思つたのですが、やはりこの問題はBHCにいたしまして、そのほかの薬にいたしまして、個々具体的な薬をどの段階でとめたかというところによつて具体的な処理方法が違ふかと思つた。あるいはそれはそれぞれの段階で始末してしまつたほうがいい場合、あるいはその村の段階で集めたほうがいい場合、いろいろあるかと思つた。それは具体的にそういう問題が起りました場合に、農林省としましてはどれほどうしたらいいかという行政指導はしなければならぬというふうな考へておりました、いまお尋ねの取り消されたあとのあはれといたしましては、われわれとしてはそういうふうな考へておるわけでございませう。

○合沢委員 メーカーに対する問題はわかるのですが、特に使用者の問題です。使用者等は、当然農林省が登録を認めて、使つてもいいんだということを使つておるわけなんで、そういうものでも完全に補償措置がないということについては問題があるのじゃないかというふうに考へるわけなんです。せつかく国が権威ある登録をしてゐるのだから、何らそういうたものが流通段階についてないということについてはおかしいのではないか、このように考へるのですが、依然としてそういう問題については、流通段階、農家の手持ちについても一切責任がとれないということでございますか。

○中野政府委員 先ほどから申し上げておりますのは、農薬取締法という法律上そういう取り消しをしたからといって、メーカーの段階、流通業者の段階それから農家の段階におきまして、国が農家の手持ちに対して補償するという責任をとることはないのでないかというのを申し上げたわけでございますが、ただ現実にもう使えないという薬でございますから、それをどうしようかというのを回収していただくかということになります。それは先ほど申し上げましたように、具体的な薬のそのときどきの態様によつてきめていかねければならないというのを申し上げたわけでございます。重ねて申し上げて恐縮でございますが、ある日突然、ということはないかと思つたのですが、もしそういう場合があつたとして、農家の手持ちがあつた、その手持ちを国がもう一ぺん金を出して買取るというようなことはなかなかできにくいのではないかとこのことを先ほどから申し上げておるわけでございませう。

○合沢委員 そうなりますと、行政の責任というのは——これは回収、廃棄は毒物及び劇物取締法の改正によつてできると思つたのですが、そういう行政の責任はとるが、登録してそれを使つてゐるということについては、流通段階並びに農家に ついての行政責任は、補償等その他については全然ないということなんでですね。やらないというこ

とですね。——その点についてはまことに不満足で問題が残ると思つたのですが、以上確認しておきまして次に進みます。

次に、指定農薬制度による使用規制の問題でございますが、この指定農薬は政令をもつて指定するといふふうになつておるようでございますが、具体的な指定の基準というのはどのような基準をとられるのか、そしてまた今後予定される農薬の種類等についてひとつ教えていただきたいと思つた。

○中野政府委員 十二条の二の作物残留性農薬につきましては法律に明確になつております。作物に害を与えるという程度から見まして、そのままだけでありますと農作物を汚染して、それが結局人畜に害を与えるというものでございませう。それを薬として指定するというものでございませう。それをやりますと、農林省令でもって使用者が順守すべき基準をきめますが、その基準をいたしましては、そういう農作物をどういう範囲に限る、あるいは農薬はどういう形で——粉であるとか粒であるとか、どういふものでなければいかぬとか、あるいは施用の方法とか、どういふ濃度に薄めて使うとか、作付したものの収穫前の何週間かはどういふふうにして禁止をするとか、そういうふうないろいろな基準を農林大臣がきめることになるわけでございます。そのことは土壌残留性農薬についても同様でございます。ただ、水質汚濁性農薬につきましまして、そういうふうな全国一律にはなかなかまいりませんので、この十二条の四にございませう。一つの県内で相当とまつて使われるといふような場合であつて、一定の気象条件なり地理的条件、たとえばその併用時期の雨の降り方なり日照のあり方、あるいはどういふ水系、どういふ川から見てどの辺までの距離だといふふうなことを具体的に考へて農林省としては基準をきめる。そしてそれに基きまして県知事が県の規制をつくりまして、地域を限定しまして許可制にする、こういう運用をいたしたいと考へております。

○合沢委員 この指定農薬の使用方法ですが、これについては使用者には順守の義務がうたわれておつて、違反した場合には罰金に処するといふようなきつた規定になつておるわけでありませう。それほどもにまた大事なことであるかと思つた。問題は、そのような体制というか、使用規定がそのまゝ行なわれるような体制が一番大事ではないかと思つた。この点につきましましては全購連等からも、指定農薬等については資格を持った者がおつてやる、そしてそういう共同防除の体制をつくれというふうな要請も出ておるわけですが、これについて局長は先ほど来質問に答へて、何とか善処したいというふうな意味のこととも言つておると思つたのですが、どうなんですか。これは将来どのような考へでおられるか、もう一度御説明願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 午前中にその問題についての御質問がありました際に私申し上げましたのは、この指定農薬は使用方法にかんしては人畜に危害を与える場合がございませうから、できるだけ共同防除、それも責任者の指導があつたほうがいいということを申し上げたわけでございます。ただ、そうかといひまして、それではいままゝにある責任者だけきめて、その指揮、監督といひませうか、そういうものでだけしか使えないといふことになりませうと、現在の農薬の使われ方、防除のされ方が水田で三、四割が共同防除、あとは個人防除である。果樹、蔬菜で一五％しかいっていません。それから畑に至りましては数％の程度しか共同防除になつておりませんので、いま直ちにそういう少数の防除士といひませうか、そういうものだけでやるのはなかなかむずかしいといふことを申し上げたい。

ただ、この制度を考へていきます上におきましてもう一つの問題は、そういう防除士にどういふ資格を与えるか、何か国家試験というお話もありませんが、それは一体どういふ試験をするか、そういうことで資格をつけた場合に、一体

その人とはどういう責任まで持つてもらうのか、その指定農薬はその人の指揮でしか使えないという事になりますと、もし万一間違つて農家が使った場合、指導のしかたいかんによつては何かの責任を負わなければならぬという問題等出てまいります。

それから徹底的な防除をはかるという意味で、そういう防除士を相当な数ふやさなければならぬという問題がもう一つ出てくるかと思ひます。たとえばいまの病害虫防除員だけを、そういう資格ある者にしましてはこれでは足りないと思ひます、いろいろな農薬を使う上での指導者として、そういう問題を出すべきだといふふうにわれわれ考へておきまして、なお慎重に検討したいといふふうに考へておるわけでございします。

○合沢委員 検討をするということでもございまして、直ちにそういった指定農薬等についても、これは現在のところでは単なる使用規制をするということだけであつて、具体的なこれについての指導というか、そういったものは現在ない、これから検討するといふようなことでもございします。水稲でさえも四〇%程度の共同防除、まして果樹、蔬菜、畑作等についてはほとんどそういうものが行なわれておることに問題があるのかと思ふ。それはどこに大きな問題かと私は思ふ。単に罰金刑に処するといふことだけでは効果のあるものではないだらうと思ふ。一番大事なことろはこの辺ではないかと思ふ。それがこのような法律改正案が出されますいまごろ考へるといったようなことでは、ほんとうに法律改正の効果はないのではないかといふように考へられる。しかしいまのところそういうもやむを得ぬと思ふので、早急にこの問題について結論を出して、やはりせつかくの使用規制というものが順守されて、そうして法律の効果があるような措置を早急にやつていただくように要請したいと思ひます。

それから次に農薬の使用の安全基準の設定で

ございますが、従来通達で指導措置をしてきたようでもございします、今回は農薬の使用についての安全基準がこの改正でもって、法律によつて告示されるということでもございまして、安全使用の徹底をはかるということにまことにけっこうだと思ふのでございします、これらに関連しまして、先ほど厚生省のほうから残留許容量の設定について、四十八年度までに相当数の作物と農薬の設定が行なわれる。さっきの話では四十八年度、二十数種の農薬というふうなお話でございしましたが、そのようなことで準備が進められていくというお話でございします、農林省のほうでは、これらに関連してそういった作物、農薬等についての安全使用についての基準の準備が当然行なわれなければならぬと思ふのですが、現在そういった進行の状態はどうなつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいままで定められております農薬、九農薬ですが、これについては、すでに農林省も全部安全使用基準を出しております。今後、先ほど厚生省のお話にありましたように、こしはばくの間二十一種農薬、四十八産品についてそういうことが行なわれるということになりますと、これは事務的な手続でございしますが、厚生省がそういうことをおきめになる段階で農林省とも十分御協議をいたしております。向こうのほうで許容量がでけると同時に、農林省は必ずこれを出すといふことで、いままでもやつてきておりますし、今後もしそういうことは同時にやりたいといふことをはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○合沢委員 安全使用基準ができて、そしてこれによつて農家が薬剤を散布する。そして、なおかつ農作物等に農薬の残留があつたという場合ですが、こういう場合については、その農作物の販売はできなくなるわけでもございしますが、そういった農作物等についての補償の問題ですが、これは先ほど質問があつたかと思ふのでございしますが、これについてはどうのような責任をとられるか、お

聞きたいと思ひます。

○中野政府委員 この問題につきましましては、最近、具体的に申し上げますと、キューリとかあるいは一部ジャガイモで起つたわけでもございします、実態をわれわれ調査をいたしてみますと、残留許容量をこえた作物につきましまして、安全基準どおりであつたかどうかということがまずわからないうのです。あとにさかのぼつてみるものですから、あるいは基準どおりであつたかも知れませんが、あるいはそれをオーバーしておつたかも知れません。その辺のことは別にいたしまして、実際問題といたしましては、県の衛生試験場等で、これは許容量をこえていくからといつてストップがかかるわけでもございします。そのほかのものにつきましましては、これは別でございしますけれども、多くの場合は、その産物を出しました地方の農協なり何なりが、市場で市価が下がるものですから、それで自主的に出荷をためてしまふのです。そこで、かなり経済的な打撃があるかと思ひます。それにつきましまして、国で法律上の責任を持てといわれましても、これはなかなか問題があると思ひます。したがって、私はそこまでする法律上の責任はないのではないかと、このことを午前中も申し上げたわけでもございしますが、経済的な打撃を受けた場合の救済措置が何らかあるかも知れません。ちよびつとしか出荷停止を食わなければならぬことではないかも知れませんが、相当大きな出荷停止を受けましますと、農家がかなり打撃を受ける場合があるわけでもございします。そういう場合には、そのときに応じて、つなぎ資金の融資であるとかあるいは極端な場合には、農家に対しては自作農創設維持資金の融資等も考へなければならぬといふふうに考へておるわけでもございします。

○合沢委員 一番の問題は、そこでたはして安全基準どおりに使用したかどうかということが問題になるかと思ふのです。特にこういふものは指定農薬について問題が出てくるかと思ふのです。そこで蒸し返しになりますが、先ほど申し上げま

した指定農薬については、まず安全使用基準が守られておるかどうかということだと思ひます。そのまゝ実行されておるかどうかということが問題になるかと思ふのであります。そういった意味でもこの指定農薬については必ず資格を持った者が指導するとかあるいは共同防除体制でやらせるとかいうようなことがより重要になつてくるかと思ふのです。

そこで、そういった使用基準を守つてもなおかつ残留農薬が作物に出たといふような場合には、当然補償すべき性質のものだといふように考へるのですが、しかし先ほどの話ではしれない、せいぜい融資措置が何かでもつてまかなうといふことのようにございしますが、この点については何とかひとつ再度御考慮願ひたいといふふうに考へるわけでもございします。

それから、次に進みますが、この低毒性農薬の問題でございしますが、少なくとも農薬の製造の問題は、これは農林省の所管に属する問題であつて、他の通産省その他の関係ではないと思ひます。ございしますが、低毒性農薬の開発でございしますが、この開発について、従来どの程度の指導をやつておられるか、この点についてお聞きしたいと思ふのです。

○川井説明員 それでは低毒性農薬の開発につきましまして、特に試験研究所サイドからの状況を申し上げますと、農林省関係の試験研究機関におきましては、先ほども申し上げましたように、農業技術研究所及び全国の農業試験場が中心となりまして、農薬の分析方法その他の基礎的な研究及び農薬の使用法に関する応用研究といふようなものを実施しておりますが、最近安全使用基準を確立するために、四十二年度から農薬残留の緊急対策に関する研究調査及び天敵ウィルスなどの利用により害虫防除法といふもの大型研究を四十年以降約二億六千万円の予算をもつて実施してまいりました。その成果の一部は、先ほど申し上げましたが、現在安全使用基準が指導されておりますが、その基礎に活用されております。なお、

今後安全使用基準が必要になります基礎データは、この研究から出てくるという形で進められております。

なお、これから害虫の総合防除に関する研究、こういう総合防除法が非常に重要になってまいりますので、これにつきましては、昭和四十六年度から大型研究を実施すること、現在一億六千万円の予算を要求中でございます。大体以上のような状況になっております。

なお、低毒性農薬を進める面で、先ほどもお話しがございましたように、財団法人の残留農薬研究所の設立に對しまして、四十五年度は一億円、四十六年度も引き続き一億五千万円の予算を要求していくという状況になっております。

○合沢委員 今後最も大事な問題は、低毒性農薬の開発の問題ではなからうかと思うのです。特にこの面についても力を入れておるようでございますが、今後とも一そう低毒性農薬の開発の問題についての御努力を要請したいと思うわけでございます。

それから、次にお伺いしたいのですが、天敵の利用の話が先ほど来だいで出ておるようでございますが、天敵利用についての最近の見通しとか、今日ずいぶん研究されてまいっておるようでございますので、その情勢についてひとつお聞かせ願いたいと思うのであります。

○川井説明員 天敵利用につきましては、最近研究が進められた領域でございますが、これまで必ずしも十分とは申しませんが、現在研究の深化に伴いましていろいろ実用的なものが出てきております。たとえば、一応天敵ウィルスの害虫防除についての研究の課題としております内容を若干申し上げますと、果樹につきましてはアカエグリバに對する天敵ウィルスの利用、これにつきましては現在ウィルスの探索の結果、細胞質型多角体病ウィルスという病原性がありますが、これについて貯蔵し散布するというものの成果をある程度得た。それから水稻の二化メイ虫に對する天敵ウィルスの利用でございます。これにつきましては三

十二種類ばかりのウィルスがあるわけでございまして、その中でウィルスの寄生範囲とかあるいは感染力の検討を行なっておりまして、ある程度二化メイ虫の顆粒小体病ウィルスというものがみつかつてきておる。この散布試験を実施しておりまして、これもある程度の成果が出てきたというところでございまして。なお、マツカレハに對する天敵ウィルスの利用、これはスミシアウィルスというものがみつかつておりますが、これもほぼ実用段階まで研究が開発されている。そのほか若干ございしますが、大体こういうようなものがある程度実用段階に移されております。なお、これに引き続きまして、いろいろ研究の成果が実用化に移りつつあるというものがあつた状況でございます。

○中野政府委員 ただいまの研究されました結果の一つの実用化といつしまして、農政局のほうでは果樹の害虫天敵利用促進費という予算をいま要求しておりますが、これはミカンにつきまして九県、主産地でございますが、三つの害虫に對します天敵を実際に果樹園でやってみようということ、そういう予算を要求しておりますことをつけ加えさせていただきます。

○合沢委員 今後農薬について大事な問題は、やはり低毒性農薬の開発と同時に、天敵等の利用が非常に重要だと思つたのです。ことしも相当大きな予算の要求をしてこれらの研究がなされるようでございます。また、すでに四十五年度から利用促進費等が組まれているということでございます。特に天敵については相当な研究の成果があつておるようによろしく考へてございしますが、非常に大事な問題だということに考へますので、低毒性農薬の開発とともに、天敵利用についても一そうの促進を要請するわけでございまして。

なお最後に、いろいろなこのような法律ができて、法律の規制によつて農薬のいろいろな公害がなくなるとは私は考へられないわけなんです。やはり何といつても一番大事なことは、さらに研究が進む、試験研究等の充実と同時にそういった防除

の体制が整備されなくては、全く絵にかいたもちになる、法律改正の趣旨はなくなるというように考へるわけなんです。そういう意味で、先ほどの御答弁によりまして、特に防除員等が指導して共同防除をやるといふような体制については、残念でございますが、まだその域にいてないよう考へるわけでございまして。何といつたしまして、もう一つの面に新年度から力を入れて、せつかくこの改正された法律案が有効に実行されますように要請いたしまして、私の質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 松沢俊昭君。

○松沢(俊)委員 いろいろと各委員のほうから御質問がございましたので、答ふる面等もたくさん出てくると思つたけれども、御了承願ひたいと思つた。

私、法律改正によつて一番危惧するものは、確かに公害は防がなければならぬ、これはわかるわけなのであります。公害を防がなければならぬといふために農薬生産といふものが阻害されるということになると、これはやはりたいへんなことになるといふやうな。そういうために、目的には、農薬生産の安定と国民の健康保護、それから生活環境保全、こういうふうな並列的に書かれておると私は思ふのです。ところが、いまいろいろと各委員のほうから質問が出ておりますけれども、登録が取り消しになったとか、あるいはまた製造、使用の禁止といふ事態が起きた場合、その場合一番問題になりますのは、農家が全く補償なしに終わってしまうということであつては、農薬生産の安定といふ面からすると、目的の趣旨とだいたい違つてくるんじゃないか、私、こういうふうに思ふのですけれども、この辺は政府のほうではどうお考へになつておるのか、御質問したいと思ふのです。

○倉石閣務大臣 先ほど来しばしば質疑応答も何人かの方との間に行なわれておるわけでありまして、けれども、いまの法律の目的に書いてあります安定的な生産ができるようにということを申し上げてお

るのは農薬生産を減らしては困るということからでありまして、いまのお話は、いままで買いためておいた農薬が登録禁止になつた、そういう手持ち等について補償がないのは困るではないか、こういう御趣旨と思つた。したがつて安定的生産が継続されるようにといふ法律の目的は、これはいわゆる安定的生産が行なわれるようにといふことでありまして、いまのお尋ねのようなのとちよつと趣旨が違ふのじゃないかと思ふのであります。その登録禁止前に持つておつたものの補償につきましては、先ほど来政府委員と皆さま方との間に行なわれました質疑でわれわれの気持ち十分申し上げてあると思ふのですけれども、政府委員のお答えいたしました趣旨でひとつ御了承を願ひたいと思つた。

○松沢(俊)委員 先ほど農政局長のほうでは、登録の取り消しになつた場合の業者に対するところの補償といふのは考へられない。これは、業者は危険なものをつくらぬやうに心がけていかなければならぬわけなんです。それはそれはそれとして了解しても差しつかえないわけなんです。ところが、たとえば今年業者、いわゆるメーカーから農協、経済連だとかあるいはまた総合農協だとかそういうところにおりてきておるとき、あるいは農家の手持ちとなつてしまつておるとき、これを使つてはならないといふことになりまして、これはとにかく安全だといわれるから買ったわけなんです。だから買ったそのものといふのがうまくなくなつたといふことになれば、これは政府が金を出すとか出さぬとかいふ問題でなしに、メーカーに金を出させるという措置もやはり考へられてしかるべきじゃないか、こう私は思ふのです。そういう場合、これは企業も責任はとらなくともいいんだし、あるいはまた政府も責任をとらなくともいい、こういうぐあいに解釈しているのかどうか、その点はつきりしていただきたいと思ふのです。

○中野政府委員 基本的なものの考へ方はしばしば申し上げておるわけでございますが、なるほど

たように、業者とそれから試験場とが直結するよりも、やはり有識者を集めまして試験委員の中で、どこへ何をどういう研究をさせたほうがいいのかというのを判断の上でやったほうがよい。たうではないかというふうに思いますが、なおわれわれのほうの拡充ができますれば、それは筋としますれば当然農林省で全部やったほうがよいというところにはなるかと思ひます。

○松沢(俊)委員 もし農林省のほうで協会のたよらずにやった場合におきましては、これらの事務にどの程度の金がかかるものですか。

○中野政府委員 その点は、ちょっと私いま資料を持っておりませんし、よく調べてみませんとわかりません。

○松沢(俊)委員 それではそれはあとから。

私は、こういうトンネル機関というのは、言いくい話ですけれども、農林省のお役人さんがおやめになった場合、こういう機関をつくっておつて、要するにそこへどんどん再就職をされるという、そういうものがあちこちにあるように聞いておりますのですけれども、そういう機関になってしまつては非常に困ると思ひますので、できるだけやはりこういうものは——確かに局長の言われるように、試験場とそれからメーカーが直接接んでコネができるようなことになっては困るからという理由でこういうことをやつたということを言つておられるわけでありまして、しかし、それほど危険性というものがあつたならば、日本植物防疫協会そのものであつても、コネをつけるつもりであるならばコネがつくと思ひます。ですからあなたの場合は、むしろこれは国がやるべきなんじゃないか、農林省がやるべきなんじゃないか、こういうぐあいには私は考えますので、それで御質問を申し上げておきますのですが、なお、これらにかかるところの費用というものがどの程度になつておるのか、そういう点を資料としてひとつこの委員会に出していただきまして、そしてなおかつ御質問を申し上げたい、こう考えるわけな

んであります。

それから、その次の問題ですけれども、残留農薬研究所の問題であります。これはいろいろの方々から御質問がございまして、わかつたようになわからぬような感じがするのですけれども、これは研究開発をやるための機関なんです。それからやはり検査をやるための機関なんです。その点ははっきりしていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 この機関は定款にもございまして、寄付行為にもございまして、農薬の残留と毒性についての調査研究と、それから同じく農薬の残留及び毒性に関する各種試験の受託をやるわけでございます。両方をやります。

○松沢(俊)委員 あなたのお話を先ほどから聞いておりますが、確かに研究開発をやるということであるならば、政府がまるまる金を出すほどのものではないと私は思ひます。でありますから、民間がやる、政府もそれに対しては協力してやるということがいふと思ひます。やはり非常な問題があるのじゃないかと思ひます。二億五千万を政府が出して、あとの五億というのはメーカーが出すわけですから、理事の数が三人しか出ていないのだ、五人しか出ていないのだということによつて、それをチェックするといふわけにいかぬと思ひます。金のかさによつてやはり発言権というものが強くなつていくと思ひます。要するにそういう立場からいって、研究開発というものが中心になるのであつて、検査の受託というものは一切やらないのだといふほうが、やはりあなたの説明も納得できますけれども、検査の受託をやるといふことになりまして、いま公害問題で問題になつておるわけなんです。行政機関とそれからメーカーといふものが癒着しているという印象を国民に与えると思ひます。そういう点で一体どうお考えになつておるのか、御質問を申し上げたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど申し上げたわけですが、これはおそろくメーカーの開発し

た低毒性の農薬についてそのいろいろな試験をするといふのが中心になるかと思ひます。その場合に、国だけの機関としてそれをやるというところが最も望ましい、そういうものの方を私は私もあるかと思ひますが、一方考えてみますと、その予算は、これはことしの予算の過程であつたわけでございますが、政府部内での議論をいたしまして、その開発した農薬といふのはみんなメーカーの、いわばそこでいい薬ができますともうけになる、当然受益者として負担すべきではないかという議論がございまして金を出していただく。しかし口を出しては困るということとで公益法人にいたしました。理事も先ほど申し上げたような構成にもいたしましたし、運営自体にいたしましては、これは研究者が研究した上での結果を出すところでございます。私は先生御心配のようによりメーカーの息がかかり過ぎるということはないように思ひます。またそういうことがあつてはならないと思ひますので、そういう厳重な指導はいたしたいと思ひます。

○松沢(俊)委員 私は聞きますけれども、研究開発といふそういう機関と検査受託といふものを一緒にしたほうが望ましいと思ひますか、それともやはり分離しておくのが望ましいと思ひますか。

○中野政府委員 突然のお尋ねでございますが、私自身の確に申し上げかねる面がございますが、国としましては基礎的な研究開発は、科学技術庁所管の理化学研究所でやっております。今度の残留農薬研究所はどちらかといふと、そういう基礎的なものの実用化の段階での受託試験研究でございます。したがつて、おのずから薬のできる段階あるいは種類によりまして国でやるべきもの、こういうところであるべきもの、おのおの違ひはあるのではないかとおもうに思ひます。

○松沢(俊)委員 そうすると、これは薬ができたところの検査ですね。さつき話がありましたところの協会の窓口にして、そうして公的機関に検査の受託をやるその検査の受託といふものとのこ

受託はやはり違つてゐるわけですか。

○中野政府委員 これがでさう上りまして活動を開始しますと、先ほどの公的機関の一つになるわけでありまして、単なる一つではありませんし、残留性等の問題についてそう簡単にこれができるような試験研究ではないわけでございます。これができますと相当の数をこなさざるということになつてよろうかと思ひます。

○松沢(俊)委員 そうすると、これは直接協会窓口にして、直接メーカーがそこへ持つていつてそうして試験をしてみよう、こういうことになつてよろうか。

○中野政府委員 活動を開始しますのは四十七年でございまして、それまでの間にわれわれ検討しなければなりません。現在直接であるとかあるいはどこを経由するといふことはまだきめておりません。

○松沢(俊)委員 さつきのあなたの御答弁からすると、検査の受託をやるということをやつておられるわけだから、したがつて第三者の公的機関がやるのと同じやつをおやりになるわけでしょう。そういうふうな考へて差しつかえないわけでしょう。

○中野政府委員 ただ私、考えますに、メーカーとこの機関とが直結いたしますと問題があるかと思ひますので、先ほど御批判ありましたけれども、やはりそういういまやっておりますことをそのまま続けるとしますれば、植物防疫協会の試験委員のところではこれはこちらというふうな、第三者が入つてきめたほうがいいんじゃないかという気がいたしますが、なお今後検討したいと思ひます。

○松沢(俊)委員 ただ私は、あなたのさつきの、協会を窓口にして公的機関に検査受託をさせる、こういうのが趣旨としてはいいんだ、癒着がないから、コネがつかないからいいんだ、こういうお話であつたわけですが、今度でさう上りくるところの残留農薬研究所というのは、要するにメーカーが直接そこへ出資してゐるわけでは

う。そこで同じような検査の受託をやるということになれば、全くあなたの心配されるころのコンネがつくことになるのじゃないですか。だとすると、あなたのさっきの御答弁といまのその残留農薬研究所の考え方というものは違わなければならぬじゃないかと思うのです。どうでしょうか。

○中野政府委員 私、先ほど申し上げたことは、まだ活動を開始しておりませんのできめられていないということをお願い申し上げます。どうもありがとうございます。二度目に御答弁申し上げた際に申し上げたように、直接残留農薬研究所とメーカーとが直結するのはよくないのではないかといいことを申し上げました。私もそう思いますので、できれば——たすきだと思ひます。

○松沢(俊)委員 私は、何兆という予算の規模からいって、七億五千万程度のものは、どうしてもメーカーから金を出してもらわなければならぬという、そういうことにはならないじゃないかと思ひます。やるのであるならば理想的な機関を設置して、そして拡充強化をはかっていくという、そういう姿勢がなくて、やはり公害対策なんというものはいえないじゃないかと思ひますので質問をしていくわけなんです。

まあそれはそれといたしまして、次にこれは午前中の田中さんの質問にもありましたけれども、粉剤の被害というものは相当大きいわけですね。だからこれを乳剤にしたかどうかというお話がありました。あなたのほうといたしましては乳剤の前の微粒剤ですか、そういうものをいま使わせているというお答えであつたわけなんです。これは一体将来どうされるということなんです。いつごろから——乳剤というものが一番やはり理想的だということになれば、乳剤に踏み切ってしまうとか、そういう方針は明確に出すわけにいかないのですか。その辺はどうですか。

○中野政府委員 一義的に全部乳剤に割り切ってしまうというところは、その薬の種類によりまして効果から見て、そうでない場合があるわけでございます。ただ、私が先ほど申し上げましたのは、空中散布等のときであります。粉剤だとするとそこにはばらまき過ぎますので、そういうものは微粒剤、粒剤と粉剤の間のものに切りかえてすでに実用化しております。そういうものを使うのを中心にする。一般的に申し上げると、まくまき方その他によりまして粉剤がいい場合もあり粒剤がいい場合もあり、いろいろあるわけでございます。一義的に全部乳剤に切りかえるということは無理ではないかと思ひます。

○松沢(俊)委員 これは種類によつていろいろあると思ひますけれども、粉剤から乳剤にかえても差しつかえないというものがたくさんあると思うのです。しかも最近ではヘリコプター散布というもののはやり出しているわけなんです。それから、だから切りかえて差しつかえないというものはほとんどやはり切りかえさせるところの方針、そういうことはできないのですか。

○中野政府委員 最近の、これは全体の統計でございますが、粒剤が一七・九%、それから乳剤それから液剤が二二・九%、それから水和剤、これも乳剤、液剤に近いほうですが、二一・四%でございます。どちらかというと乳剤なり液剤、そういうもののほうがかなり多いわけでございます。

そこで、それじゃ一挙にそちらに切りかえるということになりますと、かなり問題も出てきようかと思ひますので、やはり薬の種類によりまして危険性のないような方向に持つていくべきだという観点から、それぞれが一番いいかというところを研究しなければならぬというふうに思ひます。

○松沢(俊)委員 野菜の被害ですが、だいぶ出ておるわけなんです。特にこれは関西のほうでドリシ系の農薬残留の問題というのが大きくなつていっているわけでありまして、この場合、先ほどの御答弁からいいますと、非常に大規模な出荷どめが行なわれなければならないという場合においては、出荷をとめなければならないという場合においては自作農維持資金などの金等を利用させて、そして何とかしてやらなければならないじゃないか、こういうお話がありました。それが、これも補償問題になるわけなんです。融資という方法以外にはやはり理論的には補償するということなわけにはいかぬものですか、それはどうですか。

○中野政府委員 たびたび申し上げておりますように、市場にキウリが出回つてきたときに、ある日、県の衛生研究所でしようか、そこで調べた結果残留許容量をこえておつたというものがあるわけでございます。おそろくそのときに出土したのがたくさんあつた中で何袋か調べました上です。そういうことになつたということだと思ひます。その、率直に申し上げますと、そのときに調べた同種のもの全部市場に出回つてしまつたあととそれがわかりましたと発表がありまして、引き続いて出てきていふもの自体の値段が下がるということがございますので、これはむしろ産地のほうで自主的にとめておるわけです。こういうことが実態でございますので、そのときの経済的な損失を——これは残留許容量をこえるということとは食品衛生法違反でございますから、これについては何ら補償の措置は食品衛生法ではございません。そこで、私るる申し上げましたように、法律的には補償の義務は国にはないということを申し上げたのですが、ただ出荷どめいたしましたために、腐るとか、あるいは廃棄するといふ問題で経済的な打撃を受ける場合があります。その場合にたいした量でなければ農家がまんする場合もありましようし、相当な量であつて農家が一年間これから食つていくのに困るというような場合には自作農維持資金等の融通等も考えるべきだということをお願い申し上げます。

○松沢(俊)委員 一日の連合審査会で、これは

田中さんの質問に対しますところの答弁が出ておるわけなんです。これにはカドミウム汚染で一PPM以上の米がとれたなどの場合は、全額国、地方団体が負担するのが原則だということを山中総務長官が言つておつたわけなんです。それが、土壌の中に農薬の残留量というものがたまりたつて出て、その結果野菜に被害が起きてきたという場合、要するにどのメーカーの農薬であるかちよつとわからないという場合もあると思うのですが、そういう場合、カドミウムなんかの場合におきましてはやはりはっきり何々鉱業所という場合においては企業責任というやつは当然問われると思ひますけれども、そうでない場合においては、やはり山中長官が言つたように汚染米の補償というものは全額やるべきだという前向きな答弁もあるわけなんです。要するに野菜だとかそういうものの土壌の中に残留しておつたという被害といふものが出たという場合には、カドミウム米と同じような考え方では補償というものができないものかどうか御質問申し上げます。

○中野政府委員 ちよつといふ松沢先生のお話の、カドミウムの話は誤解があるやうでございます。おつたわけでございますが、復旧事業といひましようか、土壌汚染防止法に基づきます対策を立てて、それに基づいた事業の話だと思ひます。その場合に業者——業者といひましようか工場、事業場の責任が明確であるものは費用負担法によつて定める。それ以外の部分は国、県が持つというやうな趣旨での御答弁だつたと思ひます。米にカドミウムが入つておりました、これは食糧庁が一PPM以上のものは買わないということをお願いしております。現にそういうことは実行されておりますが、その損失補償関係は別の問題でございます。会社と農家との間の関係になるわけでございます。やはり土壌の問題につきましても、いま御指摘のように長年このメーカーの薬かわかりません。これは、もしある薬が完全に土壌を汚染

しまして復旧工事、たとえば客土をやらなければいかぬ場合には、一般の土地改良事業費、国なり県なりの相当の負担をし、地元負担もあるわけでございます。これの軽減ということはこれまた別途の問題として考えなければならぬといたしまして、いまの農作物での補償の問題と復旧対策とはやはり区別して考えるべきではないかと思ひます。

○松沢(俊)委員 その次に移ります。

ドリル系の農薬にはやはり安全基準というものをつくって規制しておるわけでしよう。ドリル系農薬というのは、私も葉の名前というものはあまりわからないわけでありまけれども、エンドリンそれからアルドリル、ディルドリン、この三つのほかにはバクタクロールというのがあるでしょう、同じ塩素系のやつで。その基準というものはあるのですか、どうですか。

○中野政府委員 いまお尋ねのバクタクロールは厚生省のほうでまだ残留許容量をきめておりません。いま調査をしておる段階だそうでございます。

○松沢(俊)委員 厚生省の人おられますか。それじゃ厚生省の人が来られてからなお御質問したいと思ひます。

次は林野庁にお伺いしたいわけなんですけれども、国有林野の防除剤の散布がいま行なわれておるわけなんですけれども、要するにこの防除剤の散布につきましては塩素酸ソーダ系のやつ、それからフェノキシ系というやつが使われておる、こういうことがいわれておるわけなんですけれども、最近山形、秋田、北海道、青森、岩手の国有林にこれら二つの薬品が使われることによつて、たとえばシカの奇形児が出るとかそういう問題が起きておる。そういうことで、関係の市町村の中では署名運動をやつて、使わぬでくれという運動すら起きているという現状であるわけなんですけれども、これは非常に重大な問題だと私は思ひます。特に山村ということになりますと、山業によつて所得を得ている零細な農家もたくさんある

わけであります。したがつてまたナメコの生産なんかをやつておるところもありますし、あるいはまたその他のワラビとかゼンマイとかあるいはタケノコとかいろいろな山のさきを利用しながら所得を得ている人たちがたくさんいるわけでありまして、そういうものがまかれることによつて、それを通じて人体に影響を与えるということになりますと、これはたいへんな問題になるのではないかと、こう考えられますので、これらについての対策はどのようにしてなされておるのか、まずお伺いしたいと思います。

○松本政府委員 お答えいたします。

シカの奇形児のお話でしたが、このお話はまだ聞いておりません。

それから山業のナメコその他の山のさき、これの人体に対する影響ということでございますが、除草剤と山業の関係でございますが、塩素酸塩素系の薬剤とフェノキシ系のそれと作用が違ふことになっております。塩素酸塩素系の除草剤は、主としてタケノコに關係するわけであります。そこでそのタケノコ、根曲がり竹というのが山の造林作業には一番じゃまなものであります。そこで木を伐採して造林をするということになりますと、そのおとろんなタケノコを退治しなければならぬというところ、山業との競合の問題が起つてまいります。そこで山業が特にたくさん出るようなところ、地元の経済に大きく影響するような山業の豊庫というところ、地元の了解の上で影響を最小限度にいたしまして、地元の了解の上で影響を最小限度にとどめるよう計画的に薬剤を散布する。それからフェノキシ系の場合には、これはワラビとかそういうものに影響いたします。これは造林をいたしまして下刈りをするという場合、かまで刈るか薬で殺すかという差になるわけでありまして、いずれにしても山業は取れないわけでございます。そこで山業のたくさん出るような時期、ワラビの最盛期というものは、そういう薬をまくのをすらしまして、山業採取に影響のないようにつとめております。

このようにしてつとめておりますが、あとその山業を通じて人体にどのような影響があるかというところでございますが、そのように除草剤をまきますと山業はほとんどなくなるわけでありまして、したがつて、人体に入る可能性も少ないというところで、ただ残留効果、残留性がありません。次の年さらにその次の年という点を考えますと、除草剤の場合には残留性があまりない、分解が非常に早い、二月前後で大体分解をいたしますので、山の土壌に残留をするということはほとんど考えられない状況でございます。

○松沢(俊)委員 特にこのフェノキシ系の場合には、これは日本だけで問題になっているのではなく、世界的にもだいたい問題になっているというところを聞いておるわけでありまして、特に散布地を自転車で通つたところの妊婦が奇形児を産んだなどという、これはスウェーデンですかではや

はりそういう結果というやつが出ています。こういうことではありますので、非常に危険なんじゃないかと思ひます。

それから、今度は製造工場の三井東庄の大牟田工場では、すでに三十人以上の従業員が中毒症状を起して、現在でもなおつていない。そういう非常に危険な薬剤であるということが大体はつきりしておるわけなんですけれども、そういうものを使うという形でなしに、使わないで別な方法を考えるという態度が林野庁のほうとしては必要なんじゃないか、こう思ひますので、ただ単にその場合においては地元と話し合ひをしてなんというお話でありますけれども、地元と話し合ひをしてみたところで、要するに危険な薬剤というものをまかないわけにはいかないという結果になつてしまふと思ひます。ですから、要するにそういう危険なものはまかないで別なものを考えていく、こういう対策というのがやはり根本的な対策にならなければならぬじゃないか、こう思ひますので、再度ひとつこれらの点についての長官の考え方を伺ひたいと思ひます。

○松本政府委員 三井東庄で作業員、工場の職工

が皮膚炎を起した。いまだになおつておらないということは事実のようでございます。山の作業員がこの薬によりまして災害を受けたという事例もございまして、年々減つております。

そこで、この薬を使わない方法はないかということでございますが、国有林では昭和四十一、二年ごろからこの薬を本格的に使用してございまして、毎年その散布の面積も増加をいたしております。そこで山の山林労働力というものが急激に減少をしておる。しかも山の現地は里山ばかりではございまして、奥のほうにある。その場合に、行くまでもうすでに二時間、三時間かかつてしまふというふうな場所もございまして。そういうことで、そういう地帯の林業経営というものが将来どうなるんだらうというところを考えると、何らか省力の新しい技術の開発というものが必要になつてくるわけでありまして、そういう薬をまく場合に事故の起らないように、効果も十分期待できる、残留もない、地元の理解も十分深めてやるというふうなことで逐次やつておりますが、今後この薬剤が安全に、しかも山林の奥地作業に効果があらわされるかどうかというふうな、まだまだ検討すべき内容もございまして、今後十分検討を進めながら、安全第一主義で検討してまいりたい。

なお、スウェーデンの例がございました。先般、外務省を通じて、その処方を取り寄せておるわけでありまして、森林地帯を通過した妊婦が奇形児を産んだということの原因は、その中間の電報報告では、そういうことは考えられないというふうな、専門家の見解が伝えられてきております。まあそういう面にも、関係方面、厚生省その他十分打ち合わせをしまして、慎重を期してまいりたい。

○松沢(俊)委員 長官に考えていただきたいことは、時間もありませんので希望として申し上げておきますけれども、そういう問題になつてはいる薬剤というもののについては、今後できる限り使わない、そして別な方法を考えるという態度で対処し

ていただきたい、こう私は思いますのですが、これはひとつ要望として出しておきまして、ぜひそういううぐいに普施をしていただきたい、こう思うわけなんです。

そこで私は農政局長に聞きますけれども……

○草野委員長 松沢君、大体時間ですので……

○松沢(後)委員 厚生省が来れば、それで終わるんですが……

ドリ剤というものを私の聞いた範囲におきましては、ヘプタクロールというのは、金額に直して大体二億四千万くらいなようですね。それが要するに使われているわけなんです。この安全基準がないために、キウリとかそういう野菜に農薬が残留しておいたということになりますと、これはやはり政府の責任だと思ふのです。安全基準がないのだからね。安全基準はやはりつくらなければならぬわけでしょう。厚生省のほうではいま検討しているんですけども、それは、それは検討も何もないわけなんです。ドリ剤であることは間違いないわけなんです。そして、その結果いろいろな問題が起きてきたということになれば、これはやはり政府の責任だと私は思うのです。そういう点はどうお考えになりますか。

○中野政府委員 ドリ剤にいろいろあります。現在厚生省で残留許容量をきめておられます。アルドリ、ディルドリンはきめておられます。農林省も安全基準をつくっております。ただ、先ほどお尋ねのヘプタクロールについては、いま調査中ですけれども、これは慢性毒性はアルドリンの五分の一だそうでありまして、農林省では、それにしても、残留問題がございまして、いま調査をしております。したがって、いろいろ、大きくくりますと、ないもの、あるものというところになりますけれども、現在厚生省では九農薬についてはすでに安全許容量を出しております。農林省はそれに基づいて全部出しております。

なお、つけ加えさせていただきますと、土壌残留性のアルドリ、ディルドリンにつきまして

は、われわれといたしましては、法律が成立いたしますれば指定農薬にしたい。そして、いまのところ林業苗畑以外は禁止したほうがいいのではないかとこのように考えておられます。と、と、と、これをやらせようというつもりはございません。

○草野委員長 松沢君に申し上げますが、厚生省はこつちに来ているのでありますけれども、どうしますか。来るのだから、このあとが頼野君ですから、頼野君のあとにでもやらせますか。

○松沢(後)委員 そうですね。ではそういうふうにして下さい。時間がきましたから、私はこれで終わります。

○草野委員長 次に頼野栄次郎君。

○頼野委員 農薬取締法の一部を改正する法律案について、関係当局に質問をいたします。

今回の改正の趣旨は、御承知のように最近多発化している農薬使用に伴う問題に対して現行農薬取締法が十分対処し得ない事態に立ち至ってきたので、現状に即して改正をし、農薬取締法を行政の不徹底さを登録制度の改善または使用規制の強化、法律に基づく指導等に置きかえ、その徹底をはかるというのが改正の趣旨でございます。法律が今回の改正によつてようやく整備されてくるわけ、その内容については若干問題があるわけでございますが、具体的な事項については今後の運用において、行政庁の判断と実行性が望まれるというところになるかと思ふのですが、農業者がいま一番不安に思ひ、最も関心を持っている問題がたたくさんあるわけでございます。

四日以後の連合審査並びに本日の当委員会でもいろいろ論議されてまいりましたところでございますが、今回の農薬取締法の一部改正が国会を通過して施行された場合に、現在各所で起きておりますドリ剤の問題またはキウリ等の出荷停止とかあるいは農薬による中毒被害、その他たたくさん事故等も起きております。こういったことがどの程度効果をもたらすか、どのように期待されるか、その効果についてまず当局の御見解を最初に承りたいと思ふのであります。

○中野政府委員 ただいまの取締法が改正になりましたあとの効果の問題でございますが、まず、いままでであります、行政的にはやっておりまして、けれども、毒性なり残留性についての試験成績というのをとらないままに登記をやっておりまして、これが制度的に整備をされまして同時に、農林省、厚生省ともいろいろ予算措置等も講じておりまして、こつちの辺が、非常に厳密な調査の上でないと登録しないということになってまいります。

それから二番目の問題といたしましては、われわれといたしまして具体的な今後どういう薬が出てくるかまだわかりませんので的確には申し上げられませんが、科学的な進歩によりましてこれはあふないということになった場合は、農薬資材審議会の意見を聞いて、事後でも登録の取り消しあるいは使用方法の変更をやる。

それから、いままで行政指導でやっておりますいろいろな残留問題につきまして、作物残留性農薬あるいは土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬といたしての指定をいたしまして、具体的な基準を農林大臣がきめてそれを守らせるようにするというところで、非常に効果があると思われるわけは思っておりますが、それはやや具体的に申し上げますと、たとえば先般牛乳の問題で問題になりましたBHC、DDT、これは製造の中止をいたしております。この取り扱いにつきましてはもう船には使わないというところにいたしておりますが、それを具体的に一方でこれを指定農薬にいたしますればそういうことは当然基準に書くわけでございます。

それから、先ほどから問題になっております土壌残留性のアルドリ、ディルドリンにつきまして、森林の苗畑以外には使わせないつもりでおります。それから魚毒性があるということでも問題になっておりますPCPという除草剤につきましてはすでに現在知事の許可制にしておりますので、これは続行したい。なおあとパラチオン、これは急性毒性の問題であります。それから有機水銀の問題、これ

は米に残留するというので問題になりました。これは登録を抹消させておりますので、もうすでに片づいたというふうな考えをいたしてよろしくらうと思ひます。

○頼野委員 農薬は現在大手メーカーが約七〇%ないし八〇%十社で占めている。さらに二十社にすれば約九〇%、あとの残りの一〇%くらいがおおむね中小のメーカー、大体こういうふうな色分けできるのではないかと思っておりますが、メーカーは現在農薬の事業ではもうからない。したがってこの農薬製造によつて会社経営をしていうとすれば、どうしても外国輸出ということを考えていかなければならぬということにもなる。さらにはメーカーとしてはどうしても採算をとつていこうとすれば、農家が好むと好まざるにかかわらず、虫が比較的少ない、またはない場合でも、予防という見地から大いにこれを使うようなことにおおむね立ってまして製造する。また関係団体も虫が出た場合にこれを駆除するということだけでなく、実際に予防的な意味でもこれを使うというところで、まさに七百億から九百億に及ぶという世界第一といわれるのが現状でございます。

こういった点から若干質問をしてみたいと思ひますが、現在メーカーによつて農薬をうんとつくるために、農家も実際にはそう必要でないところまで使つていて土壌がどんどんよごれていく、こういう新薬、化学薬品によつて土壌がよごされていくという憂慮すべき事態に立ち至つてきております。このまま推移せんか、あと五年、十年、二十年後にはたいへんなことにはなりませんか、私は実はこういうふうな思つております。そういう意味から、まず最初に、現在農薬として年間どのくらいの量とどのくらいの金額に及ぶものがまかれ、世界的にどのくらいのウェイトを占めておるか、常識論でありますけれども、ひとつこの委員会を通じて国民の前にはっきりと明示をお願いしたい、かように思ひます。

○中野政府委員 先般提出いたしました資料に差

し上げてございますが、農薬の生産の推移は、最近の昭和四十四年度では農薬の生産額は八百六十六億ということでございます。これはたとえ日本一の農薬生産が一応安定してまいりました昭和三十年ごろに比べまして、八倍までいきました。七倍程度にはなっております。しかも物価がどんどん上がる中で農薬は昭和三十年ごろよりは値段が三割くらい下がっております。したがって逆に使用量が非常に多いことになるわけです。

それではどういふふうに使われるかということでございますが、大体日本の稲作に全使用量の半分くらい、あとが果樹、蔬菜、その他ということになっております。それから諸外国との関係でございますが、これも差し上げてございしますが、諸外国との関係では、日本は非常に集約的な農業、しかも北から南までございまして、高温多湿でございまして、確かに農薬の使用量が多いわけでございます。アメリカの七倍くらいで、大体イタリヤとかイスラエルとか、そういう集約的な農業をやっておりますと似ております。しかし、いま、今回問題になっております公害との関連での農薬、これは戦後出てきました有機合成物の農薬でございますが、これの使用量は単位当たりいたしましたして大体アメリカと同じくらいというふうになっております。

非常に概略でございますが、以上のとおりでございます。

○瀬野委員 そこで、先ほども若干触れましたように、新薬とか化学薬品のはらんによりましてまさに土壌がいま疲れているというか、相当汚染されてまいっておりますわけです。こういった化学合成薬品の洪水を招いた原因にはいろいろあるわけでございますけれども、土地というものは本来土地自身が持つ力というものがあつたわけですから、こういった面から今後農林省として、将来農薬の取り締まり、規制ということも当然大事でございしますが、土壌を維持していく面から今度の取り締まり法によって農薬の規制がされてまいりまされども、極端に量が減っていくというわけ

もないと思われませんが、こういった土壌と農薬の関係については今後どのようにあるべきかということを考えておられるか、その辺の御見解を承っておきたいと思ひます。

○中野政府委員 農薬を非常にたくさん使っておりますので、日本国じゅう田畑が汚染されておるようなお話をございしますが、大体の農薬はまきまきたあとしばらくの間に分解して消失をいたします。問題になりますのは、先ほど御指摘のように、土壌に残留する農薬でございます。これは主として野菜等に使っておりますドリリン系の農薬でございます。それ以外にはそんなに極端に残留をして非常に問題を起しておるということはおおむねないのではないかとこのようにわかれ判断をしておるわけでございます。

○瀬野委員 去る四日から公害対策連合審査会でもいろいろ審議もされてきましたし、当委員会でもいろいろ審議もされたところでありますが、農林大臣が欠席しておられますので、大臣に対する質問は明日行なうことに留保いたしまして、審議の過程でぜひだしていただきたい点について数点お伺いをしておきたいと思ひます。

登録制度の改善についてでございますが、これは申すまでもなく毒性及び残留性に関する試験成績書の提出ということになっておりますが、この試験成績書というものはどういふ程度、どのようなことを記載するように検討をされておるか、この点お尋ねをしておきたいのであります。

○中野政府委員 ただいままで二、三の先生方からそのお話がございましたので申し上げた点でございますが、われわれといたしましては、薬効及び薬害に関する試験成績といたしましては、原則として三カ月以上の公的機関で二カ年以上行なつた試験の成績が必要だということにいたしております。

それから毒物、劇物につきましては、これは急性毒性試験、ネズミを用いてやるわけでございますが、こういう試験をやります。それから魚類に対する試験といたしましてはコイを用いた試験をやります。

それから残留農薬につきましてでありまして、慢性毒性につきましては、これは二カ月以上の試験、そのうち少なくとも一カ所は公的機関と考へておりますが、二種類以上の動物につきまして連続三カ月以上の試験をやるということにしております。

やります。

それから残留農薬の問題につきましては、その農薬を通常使う方法がございしますので、その使用の方によりまして散布回数とかあるいは散布の時期とか、それから収穫期までの期間を数段階に分けていろいろ試験をさせます。

土壌の残留性の問題につきましては、その分解していく消失速度の試験、それから土壌中の農薬の作物による吸収の度合いの試験、こういうふうなことをやった上で、それで成績書をつくらせるということにしたいと思ひます。

○瀬野委員 そこでその試験でございしますが、従来人体に影響を及ぼすものあるいは家畜に影響を及ぼすもの、こういったものについては、ネズミとかモルモットというふうなものをよくいろいろと試験材料に使っておられるようですが、実際の試験になりますとやはりサルなんかを使うべきだということとかよく学者間でもいわれております。そうすると相当な金もかかるわけですから、こういうことについてはどういふようにお考えになつて検討されておられますか。この機会に御見解を承つておきたいのであります。

○中野政府委員 御指摘のように、ただいまネズミ等を使つてやっております。そのかわりということではございませぬけれども、三カ月の慢性試験等をやりますと短いじゃないかという議論がおります。そこでわれわれといたしましては、近い将来に二カ年間の慢性毒性試験ができるように持つていきたいということを一つ考えておるわけでございます。ただ三カ月でございしますので、ネズミで実験いたしました結果の人体との関連でありますので、二千倍の安全率を現在とつております。これを二年にしますと百倍でいいということに固

際的にもなつておるようでございますが、日本ではまだ二カ年の長い試験というのはやっておりますので、そのかわり非常な安全率をとる。ネズミをサルや何かにかえるという話もあるように聞いておりますけれども、そういう動物をどの程度どう育成して使うかというようなことは、まだ私行政当局としてはそれがいいとかどうとかということとは申し上げるような段階ではないというふうに思ひます。

○瀬野委員 その点は一応わかりました。次に、登録の取り消し等に伴う諸問題について午前中からも論議されてきたこととございしますが、政府の行政責任と取り消し等に伴う損失補償、こういったものについてはいろいろと先ほどから論議されましたので一応了いたしました。取り消し等に基づく販売禁止または販売制限を有効性あらしめるためには、その回収責任、すなわち農家の手持ちのもの等、また廃棄方法等を明確にしにおかないと、農家は一番これを不安に思うわけでありまして、こういったことについて若干お尋ねしたいと思ひます。

現在農協あるいは農連あるいは農家手持は全量の約七割から八割あるんじゃないか、このように推定されております。関係団体でもこれは掌握をしておりますが、第一、系統機関の持つているものあるいはメーカーが持つていたもの、また農家が持つていたもの等に分けておられるのか、今回の法案の作成にあつて御検討されたと思ひますが、その点をまず最初に承つておきたいのであります。

○中野政府委員 ただいまのお話、全農薬ということになりますと、これはメーカーが販売業者に売りまして農家に売るといふことで、農家も若干その年余つたということもあつたので、その辺のことはなかなかわかりかねますが、流通段階にあるのは約一割程度でございます。それから登録の取り消しはこれからの問題でございますが、具体的に製造中止をさせたものにつ

ては、登録の取り消し等に伴う諸問題について午前中からも論議されてきたこととございしますが、政府の行政責任と取り消し等に伴う損失補償、こういったものについてはいろいろと先ほどから論議されましたので一応了いたしました。取り消し等に基づく販売禁止または販売制限を有効性あらしめるためには、その回収責任、すなわち農家の手持ちのもの等、また廃棄方法等を明確にしにおかないと、農家は一番これを不安に思うわけでありまして、こういったことについて若干お尋ねしたいと思ひます。

いてどれくらいあるかということでありまして、その最も具体的な例といたしましては、すでに昨年末BHCを中止しておりますので、これの在庫は、われわれの現在までの調査では、七千五百トンくらいあるということになっております。なお、これにつきましては先ほど松沢先生からいろいろお話をございましたように、これをどう扱うかというのをきめました上、具体的な措置はこれから考えるということになるわけでございます。

○瀬野委員 BHCについては七千五百トンというのですが、これはどのくらいの金額になりますか。

か。実際にいまのような審議過程を見ておりまして、もしも立っていない。相当なお金で買ったものを、農家も流通機構の段階でも、これを全部ストックしておくということになると、今後たいへんな問題になりますし、長い間にはかつてこれを売ってしまおうとなると、国民の健康保全上も憂慮されるという問題にもなりかねないわけですね。そういったことから、何とか中和して使える、あるいは熱処理なんかによってこれを処分する方法はないものか、その点についてはどの程度まで検討を進めておられるか、ひとつ希望ある農林省の御見解を、農家のためにここで明らかにしていただきたい、かように申し上げたいのであります。

○中野政府委員 正確には計算しておりませんが、約四億程度ではないかというふうに思っています。

○中野政府委員 せっかく御心配いただきましたわけでございますが、BHCにつきましては製剤にいたしません前原のままであります、リンデンというものと純粋なガンマBHCだけにいたしますと、これは製剤にいたしましては稲に残留しないというところで使えるようになってきます。ただ、製造中止をさせたので、今後そういうことでやっていたりかどうかというところは研究課題だと思っております。ただ、製剤になってしまっているものにつきましては、これはいまおっしゃいましたように中和剤を入れてどうかする手があるのかどうか、私、現在ちょっと何ともお答えしようがないのでございまして、先ほど申し上げましたように、稲には使わないようにいたしますが、果樹なりあるいは蔬菜、林業用には差しつかえないわけでございます。できるだけそちらの用途に振り向けるということができればいいと思います。

そこで、こういった農薬が使用禁止になって流通機構の段階あるいは農家の手持ちとして残っておりますということになりますと、これは今後いろいろ問題が派生してくるわけでございます。すでに流通段階に入っておりますし、これらの農薬を回収するにしても、ばく大な運賃がかかりますし、土壌に埋めたのではまた十年くらい残留するというところになる、あるいは海へ捨てると、海洋汚染防止法によっていろいろ問題が起きてくるわけでございまして、この処分はたいへんな問題になるわけですね。そこで国は一枚の通達によってこれを禁止するというところで、農家は一夜明ければ使えないというところで、生活上たいへんな困難を来すというところになりかねないわけでございます。私はこのBHCについて何か中和剤みたいなものをまぜて使う。BHCは粘土にまぜる前だと中和剤にも幾ぶんきくらしいのですが、まぜてしまつてからはかなりの量になりますので、実際には中和はむずかしいともいわれておりますが、何かこれを中和して使えるというようなことにはならぬもの

○瀬野委員 私聞いたところでは、BHCは約十年ぐらいいは残留するというぐあいに聞いておりますけれども、いまのお話だと一週間で二分の一、五、六週間で九割までは消失する、こういうことですね。そうなるものとまた水質汚濁との関係もございまして、実際にその程度で消失するものですか、再確認をしておきたいのでございます。

○中野政府委員 私の申ししたのは、水田の場合でございます。何かアメリカにはもう少し長く残留するという例もあるようでございますが、この辺はなお最近の問題でございまして、試験研究の上で詰めなければならぬ問題だと思っております。

○瀬野委員 その辺はもう少し研究をしていただきたいと思っております。

次に、農薬の取り消し処分等にあたっては、異議の申し立てが認められるということで、これも午前中から論議されたところでございまして、公平な判断を下すべき機関というものを設置する、この点がはつきりとした答弁に接してないように思います。いづれにしても異議の申し立てがあつた場合に、はつきりとしたそれを判断するところの機関というものを新たに作るべきでないか、この辺の検討はどのようになさるべきですか、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○中野政府委員 先ほどの御質問にもあつたわけでございますが、最終的には異議の申し立ての決定は農林大臣がいたしますが、その以前に農業者、材審議会の意見等を聞くということで、慎重を期したいと思っております。

○瀬野委員 時間の制約等がありまして十分できませんが、最近ヘリコプターによる空中散布によるところの防除、こういったものが急速に伸びてきております。データによると、四十四年度は延べ実施面積が百九十四万九千ヘクタール、このように相当な量になっておりますが、来年度は航空防除の予定計画等はいくらか減らして見えておりますか、簡潔に御答弁いただきたいと思っております。

○中野政府委員 農薬用と林業用とでございます。それで、農薬の場合は水田の生産調整の関係がございまして、来年はことしより若干減ります。林業につきましては若干ふえる。まだ林業につきましては確定はいたしておりませんが、来年は大体ことし並みか、若干ふえる程度というふうな見通しでございます。ただ、農業につきましては、いま申し上げましたように水田の生産調整の関係で少し減るということになっております。

○瀬野委員 熊本県の宇土半島等よく空中散布によって農薬が魚介類に影響を及ぼしまして、魚介類の死滅等がしばしば問題になっております。もちろん気流の関係その他でこのように起ることは全国至るところでございまして、こういった問題が今後とも予想されますけれども、こういったことについては先ほど何か微粒のものを扱うというところでございまして、今後こういったものに対する規制、補償、こういったものについてはどのような見解をお持ちであるか、最後に一点承っておきたいと思っております。

○中野政府委員 航空防除が非常に効率的であると同時に、逆にいろいろな被害を与えますので、先ほど申し上げましたように粉剤から微粒剤にかえていくというのを積極的に進めております。ところが一つ、それから市街化が著しくなっているような区域につきましては空中散布をしないように規制をしたい。

それからいまの補償等の問題でございまして、これはまだ全県そうはなっておりませんが、あらかじめ反当一元とか二元とか防除団体から徴収して基金を積み立てておきまして、事故があつた場合には相互共済といましようか、そういうことでやっていると、農家がかなりふえてきております。われわれとしては全体としてこれを一歩進めながら、危害防止というふうな観点から航空協会というものをつくりまして、それを中心に厳密な指導をやっておりますが、今後ともその拡充をはかりたいと思っております。

○瀬野委員 農林大臣がきょうは欠席でございまして、明日に残った問題については質問を留保いたしましたので、本日の質問はこれで終わります。

○松沢(俊)委員 できるだけ早くということより

○小島説明員
これは有機塩素系の農薬でござい

○小島説明員 これは有機塩素系の農薬でございますから、こういうものが多量に使用され、また多量に農作物に残存いたします際には、人の健康という面から心配はあるわけでございますが、現

○草野委員長 小宮武喜君。

○小宮委員　私は、農薬の公害問題については、八月十日の本委員会でも、現在の野放し状態にある農薬行政について根本的にメスを入れるべきである、したがって、早急に現行の農薬取締法を改正しその規制を強化すべきであるという質問をいたしましたことがございます。したがって、その立場からしますと、本臨時国会におそまきながら農薬取締法の一部改正案が提案されたことは、一応前向きな姿勢として歓迎はしておるものであります。しかしながら、この改正案の内容を見ますと、この法律案ではたして農薬公害を防止できるかどうかと

これをいままでのようなことでなくて、今回には登録の制度の整備と指定農業制度と安全使用基準でやるということで、制度としてはわれわれ整備ができたと思っておりますが、るべきはどうかという、御指摘のように、そういう制度ができてしまっても、未端までそれが徹底しないではないかという問題、それは、もう御指摘のとおりだと思います。それに、これは、農林省でやれる範囲のことは御答弁で申し上げておるわけでございますが、われわれとしましてはそういう制度が未端まで徹底するよう、これから大いに力を入れなければならないというふうに思っております。

○小宮委員　いまの御答弁によりますと、末端までその指導が徹底すると十分に効果はあげ得ると

いうふうに御答弁があったというように考えるわけですが、それでいいですか。

○中野政府委員 ただいままでもいろいろ手段を使いましてやっておりますが、お説のように、われわれとしましては、この制度が整備されてそれが徹底いたしますれば、農薬の面から公害問題を起こして大いに問題になるということとはなくなるというふうに考えております。

○小宮委員 それではその御答弁を信用しますとして、今後どういった農薬公害が起きてくるか、その時点でまたひとつ質問をしたいと思ひます。それから、この改正によりますと、農林大臣が農薬の登録に際して品質改善を指示することができるところとして、その「利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」ということになつておりますが、当初、原案では、環境が著しく汚染するおそれがある場合というふうになつておつたのが、このように姿勢が後退したのはいかなる理由によるものか、その点お伺ひします。

○中野政府委員 いまの御指摘の問題は水質汚濁性農薬の問題だと思ひますが、われわれ原案を考えました場合には、水質についての環境基準を引つぱつて書いてはうがいではないかと思つたわけでございますが、水質の法律も今回改正されますし、いろいろの問題がありますので、ここでは水質の汚濁という問題を明示しておきまして、先ほど御答弁を申し上げたと思ひますが、具体的基準は農林大臣が告示をするということとして、水質の問題につきましては水質の環境基準を著しくこえて長期に持続をするというものを登録保留の要件にいたしたいと思ひますので、当初考えました気持ちは農林大臣の告示まで考えていただきますとそのとおりやりたいというふうになるわけでございます。

○小宮委員 それでは、時間がありませんから、次の問題に移ります。

次は、この農薬の安全使用基準の設定に関する件でございますが、ある調査によりますと、農家の方には、この安全使用基準を全然知つておらない、その部落全体でも知つておらないというところもあるわけですが、また知つておつてもそのうちの五〇％ぐらいしか知つておらないという実情がえ出ているわけですが、こういう中では、これは従来からもそういう農家に對しての教育、指導ということがなされておらないとすれば別ですが、これも、従来からもその教育、指導をやつておられると思ひます。そうしますと、今後農薬の適正な指導に関する知識の普及及び情報の提供、助言、それを今後指導する、援助するということがいわれておりますけれども、はたして徹底するかどうか。私はいままでの経緯から見ても疑問を持たざるを得ません。

そういう意味では、私この際一言提言をしたのは、こういった指定農薬については、やはり農家の方々の個々の使用にまかせずに、市町村やまた農協等の責任ある技術指導員のもとに、共同防除とかあるいは一斉防除とかの方法を講じたかどうかというふうに考えるわけです。その場合に、その技術指導員というのは、先ほどからもいろいろの指摘が出ておりましたが、植物防疫法第三十三条に示されておる、全国で一万一千名以上といわれる病害虫防除員を県や国が教育をして一定の国家試験を行なつて、そこに、この人たちに現地における防除指導の責任と権限を持たせるような制度を設けてはどうかというふうに考えるわけですが、この点についての御見解をひとつお聞きしたいと思ひます。

○中野政府委員 末端までの指導の徹底のしかたとして、われわれといたしましては過去から農林省、県それから末端の町村、農業団体という系統でいろいろの指導をしております。現に防除隊等もつくりまして農家がわかるようにしております。その前に、薬の包装に使用の方は全部表示させるようにしております。だから、たいていの農家はそれを見ればわかるはずでございます。しかしまだ不徹底だということは御指摘のとおりでございます。

そこで指定農薬につきましては、これは個人に

使わせるなというお話で、これには一定の資格のある人の指導のもとにやらせるということでございますが、この問題につきましては、何人かの先生方からのお話ございました。それについて私申し上げましたのを繰り返すようになるわけでございますが、防除士というものを国家試験をもつてやるということになりますと、相当高い水準の資格が要る。それからまた試験の内容をどういうふうにするかということが必要だ。つくつた上はその人の指導でしか使えないということになりますと、逆に農家が妙な使い方をした場合は問題である——問題でないかも知れませんが、その指導どおりやつたつてそうならなかったじゃないかといった場合に、防除士が一体どんな責任を負うのかという問題。それから、たいてい一万八千人の防除員がおりますが、指定農薬がこの人の指導でないと使えないということになりますと、この一万八千人で足りるのかどうかという問題がございます。と申し上げますのは、これも先ほど申し上げましたように、水田につきましては三、四割の共同防除が行なわれておりますけれども、畑作あるいはまた果樹等につきましてはまだほんの一部でございますので、急にそういう制度をつくりまして防除士でないと使えないということになりますと、かなり問題が起きるということがございいたしますので、先ほど御答弁申し上げましたように、その問題は資格の問題その他から始まりましたが、われわれとしましては慎重に検討したいということを申し上げたわけでございます。

○小宮委員 問題は、ただそういうような制度を設けることについて試験をどうするかとか、また国家試験をどういうような形であるのか、どういふような資格を与えるのか。たとえば防除員が結局いまの一万八千人で足りるのかどうかといううなことは、私はそれは技術的な問題で、根本的にそういうような制度でよろしいということであれば、そういうような事務的な技術的な問題は当然解決される問題ですね。この防除員の数にしましても、やはり足らなければふやしてもいいわけ

ですから、そういった意味では、この私の提言をしておる制度についてどう考えているかということ。ただ、それは枝葉末節の問題でどういふ制度はむずかしいというようなことではなくて、制度そのものについての見解について率直にお伺ひしておるわけですから、特に私がこれを言うのは、私はBHCの使用禁止が出た時点でこの委員会が質問したことがあるわけですが、そういう場合に、この防除指導員を使つてBHCの使用禁止を徹底させますということが答弁にあつていたわけですが、現実には、先月、十一月十日の質問にも私申し上げましたように、西日本地区ではまだBHCによる汚染が非常に高いということが実証されておるわけですが、そういう意味では、私はBHCが使用禁止された時点ではたして確実にチェックされておつたのかどうかということについても疑問を持つておるわけですが、そういう意味で私はこの問題についての提言をしておるわけですが、特にこの前から病害虫防除員一万八千人を使つてやるという答弁があつておりましたけれども、この植防疫法の第三十三条を見ても「都道府県は、防除のため必要であると認めるときは、発生予防事業その他防除に関する事務に従事させるため、条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。」ということになつておるわけですが、そうすると、その内訳としては、先ほど言われたように四十四年度防除員の内訳を見ても、農協の指導員や職員で六千九百九十九名、農業者が二千五百五十名、共済職員が千六百八十四名、市町村職員が九百九十八名、その他六百六十八名で、計一万一千九百九十九名となつておるわけですが、しかもこれも先ほどからいろいろの質問の中にもありました、防除員の任務は現実には水稲が中心で他は何もやつておらない。水稲が中心であつても、現実にはやつておらない。非常勤であるし、そうしたために何もしておらないというのが現実なんです。ただ法律はつくつてもそういう現実をしておらぬという状態の中では何もならぬ。先ほど答弁がありましたように、私もこの末端組織を強

化する、それで指導監視体制、これを徹底的にやらなければ、幾ら法律は改正しても実効はあがるとは考えておりません。したがって、そういう意味から私は質問しておるわけですから、そういう意味ではむしろこの植防法を改正して、大体一万八百名で足りなければもつとふやしてもいいじゃないか、そういうような農薬公害をなくして——

中毒による農薬公害というものは毎年ふえてきておる、また中毒死するというような事件さえ起きておる、そういったものをなくするためには、そういう防除員をふやしてもいいじゃないですか、どっちが大事なんですか。むしろそういった意味で私はこの植防法の改正をして、一部は常勤の監視指導体制というものをつくらなければ、農薬取締法を一部改正をされてもほんとうに実効をあげることはできないのではないかとこのことを考えて質問しているわけですから、その点についていろいろな技術的な問題はあつたことはわかりませんが、しかしそういうような制度が農林省当局としていいと思いませんか、悪いと思いませんか。いいと思うなら、やろうと思えばできることですから、その制度についてひとつはつきりした明確な御答弁をお願いいたします。

○中野政府委員 末端での防除体制が確立されなければならぬということはおもひ先生と私たちとしましたも何ら相違はないと思うのです。ただ、お尋ねの防除士制度をすぐつくれというようになことにありますと、私が申し上げましたような問題があるで検討したいということをお願い申し上げます。現在でも防除所を中心にして防除員を置きまして、それからまた別途県には農業改良普及員が一万数千名おられます。これも動員しなければなりません。したがって、防除士だけにそういう責任を持たせることははたしていいかどうかという問題もあらうと思うのです。私たち防除士制度を否定はしておりませんけれども、いろいろ問題がありますので、検討させていただいた上で防除士そのものについての結論を出したいということをお願い申し上げます。

○小宮委員 それでは防除士の名前はもういいわけですが、そういうような制度はないよりはあつたほうがいいわけですね。しかしまあ現実にはいまのこの末端組織を強化して、そしてこの法律が改正になつてもこれを徹底させて、そういう問題が起きないようにしますということに理解していいですか。——いいですね。

○中野政府委員 御趣旨は私も先ほどから申し上げておりますようにごもっともだと思つております。

○小宮委員 これも先ほどから盛んに質問が出ておる問題ですが、職権による変更の登録及び登録の取り消しあるいは販売業者についての農薬の販売の制限または禁止に関連して質問しますが、この問題も非常に大事な問題です。これはそういうような取り消し、販売禁止になつた農薬をだれが一体責任を持つて回収するのかということに私は非常に疑問を持つておるわけですね。その点についてはいろいろ最近の新聞を見ましても、たとえば十五年前の森永のミルクの砒素中毒事件ですね。これでも実際には砒素入りのミルクが八十万かんのうち四十五万かんしか回収されておらぬ、それが現在では鶏の飼料に回収されておらぬ、問題が起きております。また最近ジュースの問題がございしますが、ジュースの問題にしまして、これは回収するように東京都は命じましたけれども、これに對しても製造メーカーでは回収したはずだといつておるわけですね。そういう意味では、ただ法律で命ずることができても、だれが一体責任を持つて回収するのか。そうしなければいまいったような問題は、回収したはずの十五年前の森永の砒素入りのミルクが、それでもまだ鶏の飼料に回収されておるとか、いろいろな問題がどうももしり抜けが多いんですね。法律がなるほどできてもしり抜けが多いんですね。したがって、そういうような回収したはずのものがまだ市中に残つておる。この問題も私はこの委員会でも質問したことがあるのです。そういったことでは、やはりだれが責任を持つて回収し保管をするのか、だれが

処分をするのか、それをどこで確実にチェックするのか、これをやらなければ、農家にしても、補償の問題は別にして、製造メーカーにしても、販売業者にしても、せつかく手に入れた、購入した農薬を禁止されたからといってこれを捨てるということは、それだけ損失をこうむるわけですから、そういう意味ではできるだけ農家の方も使いたいという気持ちがあるうし、また製造メーカーもそうでしょうし、販売業者だってそうだと思うのです。それを確実にやるためにはどうすればいいかということをはつきりしてもらわぬと、これは人情として私はやむを得ぬと思つておるが、国がそれを責任持つてやるというぐらゐの決意を持たぬと、こういった問題は解消できぬのじゃないかと、こういうふうに考えますが、製造を禁止されたそういう農薬の回収はだれが一体責任を持つてやるのか、そしてだれが保管して処分するのか、こういった問題についてひとつ明確な御答弁をお願いいたします。

○中野政府委員 この問題につきましてもる申し上げたわけですが、これは取り消しした農薬の種類によつていろいろ取り扱いが違ふと思うのです。たとえばこういうことはありませうが、これは仮定の例でございしますが、全く人畜に危害があるということになりますれば、これはそういうところに放置はできません。したがつて、そういう農薬がこれ以上出回らないように、あるいは場合によつては国として県に指示し、県がまた町村に指示してでも何らかの処置をする必要があるという場合はあります。先ほど午前中に申し上げましたプラスチック等について、メーカーにそういうことをやらせておるわけですが、たとえばBHCにいたしますと、これは他用途には、水稲以外には使えないという問題になりますと、これはそういう使い方をしろという指示のしかたもございします。あるいはこれはすぐ人間に危害を与えるというふうなものではございませぬので、土の中に埋めてしまふということもあり得るかと思つておるが、いずれにしても、

具体的な農薬がそういう問題になつた場合にこれはどういふ処分をしたかをしたら一番いいかというところは国としても責任を持ちまして指導をする必要があるというふうな考へておるわけでございます。

○小宮委員 それからこれも先ほどから質問が出ておりました、そういう場合、そういうような損失をだれが負担するのかということになると、やはりいまのような回収問題とも関連して、この問題なんだけれども、やはりそういう農家に對しての損失は何としてでも避けるべきだといふふうに私は考えます。これは先ほどからいろいろ言われておりますように責任は農林省にあるわけですね。登録については農林省が登録を認めておりながら、そういういろいろな事情の変化があつたにしても、現状の農薬取締法の不備があつたにしても、一応農林省としては、その農薬は申請を受けて登録をオーケーしておつた。それは事情が変わつたとしてもそういう登録の申請に對しては許可をしておる、そのために製造業者は製造する、販売業者は販売する、農家は使う、これはいろいろな条件が——農薬が公害ではつきり人体に影響を及ぼすということがわかつて取り消したとしても、やはり国としての責任は何といわれようと免れないというように私は考えます。これはおそろしくチクロの問題も出てきましようけれども、やはりそういう国としての責任は何らかの形で負わざるを得ぬのじゃないか、少なくともそういう個々の農家に對してのしわ寄せだけは國あたりが損失を補償するぐらゐの気持ちでなければ、農家は農林省、國、政府に對しての不信感がつるばかりだと思つておる。そういう意味ではあまり官僚的な措置のしかたではなくて、やはり現実に即した生きた政治を私はすべきだと思つておる。これについては幾ら言つても、おそろくまた先ほどからの御答弁以外には出ぬと思つておるから答弁は要りませぬけれども、そういう考へ方で農林行政全体について根本的に考へてもらわなければ、あしたの土壌汚染の中でもどうせカ

ドミウムの汚染米の問題も出てきますから、そういった意味では農林省全体として、ただ事務的なことだけではなくて、生きたあたいたい政治をしてもらいたいということを特に要望して申し添えておきます。

それから農家の問題については特にそうなんです、国が登録を認め、しかも安全使用基準を定めて、その安全使用基準に基づいて農薬を使用したにもかかわらず、この残留許容量をこえる農薬が検出されたということで、農産物を大量に廃棄処分しなければいけぬという場合に、大体その損失は一体だれが負担するのかということもこれは大きな問題です。この場合でも国としての責任はありませんが、農林省としては責任はありませんと言えます。国がきめた安全使用基準に基づいて国が登録を認めた農薬を使ってやったらところが農産物を廃棄しなければならぬという事態が生じたときに、皆さん方がそういった農薬をかって使ったからあなたの方の責任ですよ、われわれは国も政府も全然責任を持ちませんよ、農林省は知りませんよという言えませんが、この点についてもう一度御答弁願います。

○中野政府委員 非常に冷たく申し上げておるつもりはないのでございますけれども、安全基準を守っておれば普通はそういうことはあり得ません。これは厚生省の残留基準に基づきまして農林省でちつとつとつておりますので、守っていただければそういうことはないのが原則でございます。しかし、ここで二つの問題があるかと思えます。これも仮定でございますが、一つは農家が守ったと守らない場合があり得ます。もう一つはわれわれのつくりました安全基準が、そのときの科学的ないろいろな解明の状態、あるいは分析のしかたによって足りなかったという場合があるわけでございます。そうしてもう少し技術が進歩してまいりまして、これはやはりそのときの分析のやり方ではそうではなかったけれども、なおこまかく進んでみるとそうであったということがあります。この二つだろうと思うので

す。

前者の場合についてはこれは申し上げるまでもないと思いますが、後者の問題につきまして、これは当時農林省におきまして、非常に過失がありますれば法律上の責任があるいはあるかと私は思います。しかし、誠心誠意といましようか、当時の技術の水準で精一ぱいやったものにおきましてもなおかつそういうことが出たということになりますと、これは農林省としていいましようか、国として法律上の責任があるというふうにはならないのではないかと申して先ほどから御答弁申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○小宮委員 確かにこれは使用する側にも責任がないとは申しません。しかし、やはり現行農薬取締法を改正しなければいけぬということは、結局登録の段階では、ただそういった記載された書類を出す、それに対して登録の段階で拒否する条文になつていないわけですね。だからそういうような試験成績書をつけて申請して登録を許可して、あとで使つてみて問題があれば品質改良を命ずることができるといふことであつて、私に言わせればこの農薬取締法を改正する以上は、現行の法律においても問題があるわけですね。そういった意味で二つの問題はありますけれども、やはりこの問題はただそういった問題だけで、法律論だけで解決する問題でもないし、その点でいえば農家のほうで使用する基準を守らなかったといふことであれば、先ほど質問した問題にかかわつてくるわけですね。それをどうしたらいいかという問題について、たとえばそれを使用する場合に守る防護措置を義務づけるとかいろいろ指導の中でやられるにしても、実際はやられていないからそういう問題が起きてくるわけですから、そういった問題を必ず防護措置をするように義務づけるとかそういうような問題も考えなければならぬ問題だと思ひます。しかし、いずれにしてもその問題についてはお互いいろいろ問題がありますが、問題はそういった農薬公害をなくすることが目的ですから、お

互いが言いわけをしたり、お互いがそういった責任追及ばかりでなくて、双方がやはり協力してそれら農薬をなくする方向に努力しなければいけぬと思ひますが、そういった意味では今後いろいろ研究されて、不備な問題があれば皆さん方もっと現地あたりをじっくり見られて、実態がどうなのか一べん調査でもしてもらいたいと思ひます。それから最後に質問をしますが、特にそういった意味で、先ほど質問に出ておりましたが、今後低毒性の農薬の新規開発の促進と残留農薬についての試験研究の拡充と防除体制を国がもっと積極的にやるべきだといふふうに考えるわけですが、そのためにはいろいろな問題がありますが、そのことについて積極的にその施策を講ずるにあつたての農林省当局としての何かお考えがあれば、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川井説明員 低毒性農薬につきましては試験研究についてでございますが、一応国の研究機関といたしましては、先ほどの説明にも申し上げましたように、農林省関係では、農業技術研究所と全国の各地域に農業試験場がございますが、こういう研究機関を中心にして、低毒性農薬の利用と分析方法の研究ないしは農薬の使用法の確立といふような研究を行つてきております。なお、科学技術庁関係では、理化学研究所におきまして、低毒性農薬を合成開発するための基礎研究を行つております。また、厚生省の国立衛生試験所でも、これは人体への農薬の毒性という点から、いろいろ衛生学的な研究を行つておるわけでございます。これらの各研究機関におきましては、相互に密接な連携をとり合ひながら、研究の分担協力を行つていくということを進めておりますが、なお、農林省関係におきましては低毒性農薬の開発につきまして、これは非常に重要な問題でございますので、害虫の総合防除といふような大型研究を現在企画しておりますが、これにつきましては国及び各大学、民間、各専門の研究機関を総合いたしましてできるだけ組織的な機能を發揮いたしまして、できるだけすみ

やかに効率的にそういう研究を進めてまいりたいという考えであります。

○小宮委員 もう時間が来ましたので、これで私の質問を終わります。

○草野委員長 次回は明八日開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

昭和四十五年十二月十八日印刷

昭和四十五年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H